

## 第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号 関連)

方針に基づき、建築物、工作物の建築や開発行為などについて、良好な景観の形成のための制限を定めます。これらの行為に関しては、景観法などに基づく市への届出が必要となり、それぞれの景観形成基準への適合が求められます。

なお、届出の区分及び市域全域の行為の制限と重点地区の行為の制限の優先適用と、届出対象行為における建築物、工作物の定義については、下記のとおりとします。

届出の区分	届出対象行為	景観形成基準	区域図
市域全域の行為の制限に関する事項	75 頁参照	76～90 頁参照	43 頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (中央・駅前地区)	91 頁参照	91～94 頁参照	44 頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (神田地区)	95 頁参照	95～99 頁参照	45 頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (浅間大社周辺地区)	100 頁参照	101～105 頁参照	46 頁参照
重点地区の行為の制限に関する事項 (朝霧高原地区)	106 頁参照	106～107 頁参照	47 頁参照

### 《市域全域の行為の制限と重点地区の行為の制限の優先適用》

重点地区に届出対象行為及び景観形成基準の定めがある事項は、重点地区の行為の制限及び届出を優先し、定めのない事項は市内全域の行為を適用する。

### 《建築物、工作物の定義》

建築物：建築基準法第2条第1号に規定する建築物

工作物：高架水槽、冷却塔／煙突、排気塔／電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）／記念塔、記念像／観光用昇降機、コースター、観覧車／高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋／垣、柵、擁壁／石油タンク、ガスタンク、サイロ／花壇／屋外に設置されたクレーン等の生産設備／太陽光発電設備、風力発電設備などの再生可能エネルギー発電設備／蓄電池設備／自動販売機（重点地区のうち浅間大社周辺地区に限る）／屋外広告物（重点地区のうち浅間大社周辺地区に限る）／その他これらに類するもの

1 市域全域の行為の制限に関する事項

1-1 届出対象行為

建築物の新築など	<p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内で、延べ床面積1,000㎡を超えるもの</li> <li>・住居系の用途地域又は市街化調整区域で、高さが10mを超えるもの</li> <li>・商業、工業系の用途地域で、高さが15mを超えるもの</li> <li>・太陽光発電設備の設置で、太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	
工作物の新設など	<p>工作物（垣、柵、擁壁その他これらに類する物件及び太陽光発電設備を除く）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが10mを超えるもの</li> <li>・橋りょうで長さが50mを超えるもの</li> <li>・蓄電池設備などで、設置に係る面積（蓄電池設備を設置する際に敷地として整地し、フェンス等で囲む範囲を対象とする。）が1,000㎡を超えるもの</li> </ul> <p>垣、柵、擁壁その他これらに類する物件で、高さが3mかつ長さが30mを超えるもの</p> <p>太陽光発電設備で、太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの</p>	
開発行為	<p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山等景観保全地域における1,000㎡以上の行為</li> <li>・富士山等眺望保全地域における3,000㎡以上の行為</li> </ul>	
都市計画法で開発行為から除外されている行為	<p>1ha未満の野球場、遊園地、動物園などの運動・レジャー施設である工作物、墓園の建設に係るもの、又は、野球場、遊園地などの運動レジャー施設である工作物で、学校教育法による学校（大学を除く）の施設に該当するもの 都市公園法に規定する都市公園の施設に該当するもの及び自然公園法に規定する公園事業により建設される施設に該当するものの建設に係るもので、以下に掲げる要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山等景観保全地域における1,000㎡以上の行為</li> <li>・富士山等眺望保全地域における3,000㎡以上の行為</li> </ul>	
その他	土石の採取、その他土地の形質の変更	<p>土石の採取、その他の土地形質の変更（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は変更による法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが50mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山等景観保全地域における1,000㎡以上の行為</li> <li>・富士山等眺望保全地域における3,000㎡以上の行為</li> </ul>
	屋外における土石の堆積	<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は高さが3mを超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山等景観保全地域における1,000㎡以上の行為</li> <li>・富士山等眺望保全地域における3,000㎡以上の行為</li> </ul>

1-2 景観形成基準

～ 建築物の新築など ～

項目	景観形成基準
配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾根線上や主要な眺望点から目につく丘陵地での建築物の配置は避ける。</li> <li>主要な眺望点からランドマークとなる富士山などへの見通し線を確保する。</li> </ul>
壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な道路に面する壁面の位置は、原則として道路から見て圧迫感を感じない距離を確保することとし、それが困難な場合は、中高木による植栽帯を設け、建築物の圧迫感、違和感を和らげる。</li> </ul>
壁面の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形等と調和した変化のある建物配置や壁面に凹凸をつけるなど、陰影のある建築形態とする。</li> <li>歩行者の目に留まりやすい建築物の低層部は、飽きのこない、永く愛されるデザインとする。</li> <li>商業・業務施設、住宅などの建築物にあっては、窓、ベランダ、バルコニーの形態や仕上げ材を工夫することにより壁面を分節化する。</li> <li>外壁の仕上げ材は、周辺景観になじみ、かつ耐久性や耐候性に優れた素材を使用する。また、反射の強い素材の使用を避ける。</li> <li>自然に囲まれた場所においては、木材（富士ひのき等）や石材などの自然素材を積極的に活用する。</li> </ul>
屋根の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は、周辺の地形やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系の稜線を遮らない建築高とする。</li> <li>樹林地にあっては、後背地にある斜面緑地のスカイラインを遮ることなく、かつ斜面緑地ができるだけ多く見えるような建築高とする。</li> <li>周辺のまち並みがつくるスカイラインに配慮した建築高とする。</li> <li>市街化調整区域における高さは15m以下とする。ただし、景観上支障のない場合はこの限りではない。</li> <li>重点地区「浅間大社周辺地区」の北側及び東側隣接地域については、重点地区内の視点場からの富士山眺望への影響に配慮し、2級市道北町宮町線、都市計画道路3・4・24阿幸地青見線、一般市道大宮48号線、一般市道大宮31号線、1級市道御殿町阿幸地線、1級市道富士宮駅中原線、一般市道大宮町2号線に囲まれた区域内における高さは25m以下とする。</li> </ul> <div data-bbox="922 1167 1422 1473" style="text-align: center;"> <p>周辺の建物とのボリューム・重量関係の違いにより違和感のあるスカイラインとなっています。</p> <p>高さを調えることにより違和感のないスカイラインとなります。</p> <p>高さを調えることが適切な場合は、周辺と調和するような形態となるようにします。</p> </div>

項目	景観形成基準																																								
壁面、屋根の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、富士山麓などの景観にふさわしい穏やかな色彩（下表に示す範囲）を用いることとする。あざやかさを抑えた落ち着いた色彩を基本とし、自然景観とよくなじみ、建材の標準色がもっとも多く設定されているYR（黄赤）、Y（黄）系の一部色相については、緩和された彩度基準の中で選択するものとする。</li> </ul> <p>基準色の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁</td> <td>10YR～5Y</td> <td>7.9～5</td> <td>2.5以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.9～5</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根</td> <td>10YR～5Y</td> <td>4.9以下</td> <td>2.5以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.9以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、上記の範囲内におさめることが困難と認める場合には、やや幅のある色彩の設定とした以下の範囲の色彩を用いることができるものとする。</li> <li>最低基準色を用いる場合は、背景となる自然景観や近隣の建築物との調和に十分配慮し、周辺の環境から著しく突出するような色彩や富士山の眺望景観を阻害する色彩を基調とすることを避けること。</li> </ul> <p>最低基準色の範囲（外壁）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>色相</th> <th>トーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">富士山等 景観保全地域</td> <td>R、YR、Y、GY、G、BG</td> <td>L2、L3、M2</td> </tr> <tr> <td>無彩色（彩度0.5以下の全て）</td> <td>N2、N3、N4</td> </tr> <tr> <td>富士山等 眺望保全地域</td> <td>全て</td> <td>L2、L3、M2、 N2、N3、N4</td> </tr> </tbody> </table> <p>最低基準色の範囲（屋根）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>色相</th> <th>トーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">富士山等 景観保全地域</td> <td>R、YR、Y、GY、G、BG</td> <td>L3</td> </tr> <tr> <td>無彩色（彩度0.5以下の全て）</td> <td>N3、N4</td> </tr> <tr> <td>富士山等 眺望保全地域</td> <td>全て</td> <td>L3、N3、N4</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。</li> <li>建築物の外壁の強調色（アクセントカラー）は、各壁面見付面積の10分の1以下とし、必要最小限の使用を基本とする。</li> <li>ただし、屋外広告物の壁面広告及び屋上広告において、強調色を使用しているものは、外壁の強調色として積算するものとする。</li> </ul>	項目	色相	明度	彩度	外壁	10YR～5Y	7.9～5	2.5以下	その他	7.9～5	0.5以下	屋根	10YR～5Y	4.9以下	2.5以下	その他	4.9以下	0.5以下	対象区域	色相	トーン	富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG	L2、L3、M2	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N2、N3、N4	富士山等 眺望保全地域	全て	L2、L3、M2、 N2、N3、N4	対象区域	色相	トーン	富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG	L3	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N3、N4	富士山等 眺望保全地域	全て	L3、N3、N4
	項目	色相	明度	彩度																																					
	外壁	10YR～5Y	7.9～5	2.5以下																																					
		その他	7.9～5	0.5以下																																					
	屋根	10YR～5Y	4.9以下	2.5以下																																					
		その他	4.9以下	0.5以下																																					
	対象区域	色相	トーン																																						
	富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG	L2、L3、M2																																						
		無彩色（彩度0.5以下の全て）	N2、N3、N4																																						
	富士山等 眺望保全地域	全て	L2、L3、M2、 N2、N3、N4																																						
対象区域	色相	トーン																																							
富士山等 景観保全地域	R、YR、Y、GY、G、BG	L3																																							
	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N3、N4																																							
富士山等 眺望保全地域	全て	L3、N3、N4																																							

トーンごとのマンセル値による範囲

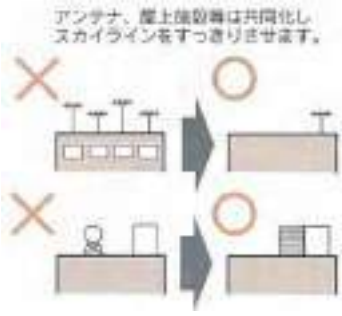
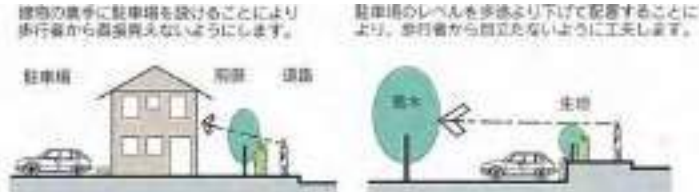
●色相	●トーン	L1	L2	L3	M1	M2	H
R 赤系		9.5～8/0.6～1.5	7.9～5/0.6～1.5	4.9～1/0.6～1.5	9.5～8/1.6～7	5.9～1/1.6～7	9.5～1/7以上
YR 黄赤系		9.5～8/0.6～2.5	7.9～5/0.6～2.5	4.9～1/0.6～2.5	9.5～8/2.6～7	5.9～1/2.6～7	
Y 黄系					8.5～7/2.6～7	6.9～1/2.6～7	
GY 黄緑系		9.5～8/0.6～2	7.9～5/0.6～2	4.9～1/0.6～2	9.5～7/2.1～7	6.9～1/2.1～7	
G 緑系					9.5～8/2.1～5	5.9～1/2.1～5	9.5～1/5以上
BB 青緑系							
B 青系							
PB 青藍系					9.5～5/2.1～5	4.9～1/2.1～5	
P 紫系		9.5～8/0.6～1.5	7.9～5/0.6～1.5	4.9～1/0.6～1.5	9.5～5/1.6～5	4.9～1/1.6～5	
RP 赤紫系					9.5～8/1.6～7	5.9～1/1.6～7	9.5～1/7以上

●色相	●トーン	N1	N2	N3	N4
共通		9.5～8/0～0.5	7.9～6/0～0.5	5.9～4/0～0.5	3.9～1/0～0.5

     最低基準色の範囲（外壁）  
     最低基準色の範囲（屋根）

N1～N4：Neutral 1～4 L1～L3：Low Chroma 1～3 M1～M2：Medium Chroma 1～2 H：High Chroma

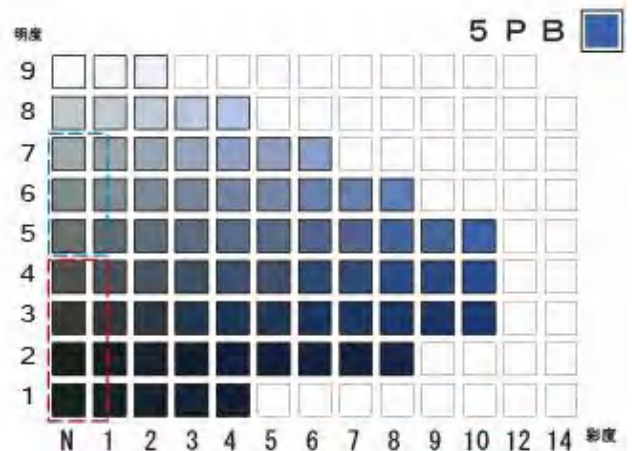
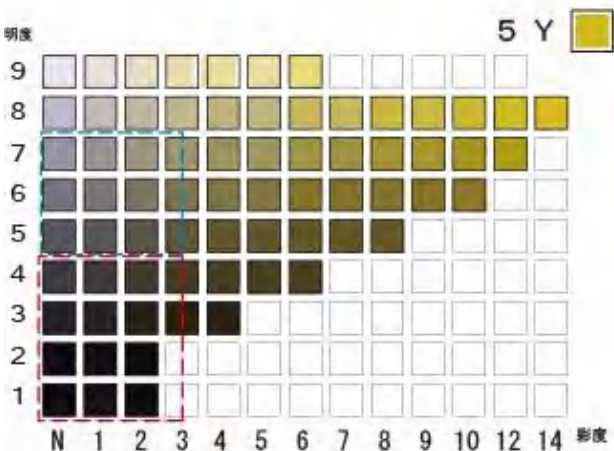
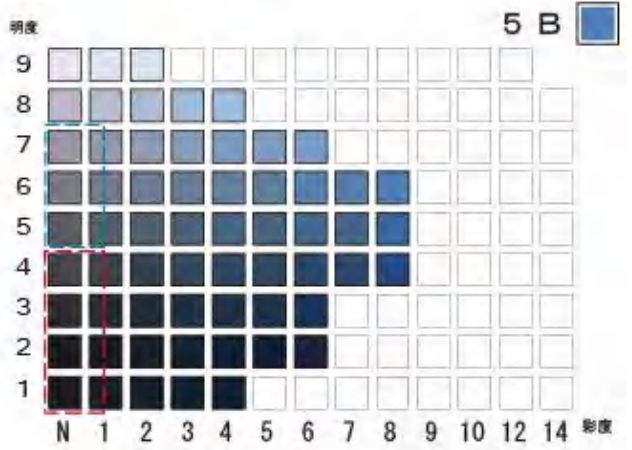
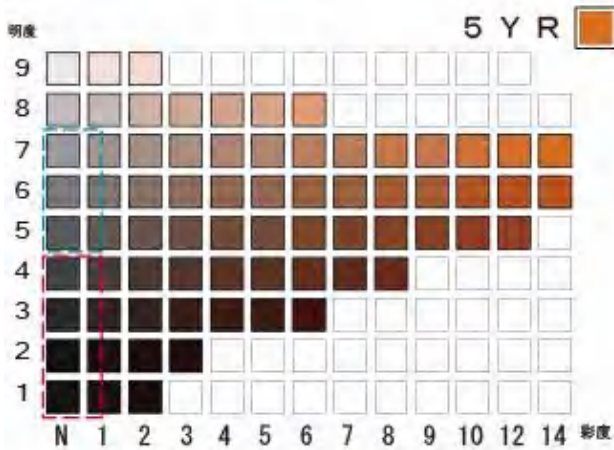
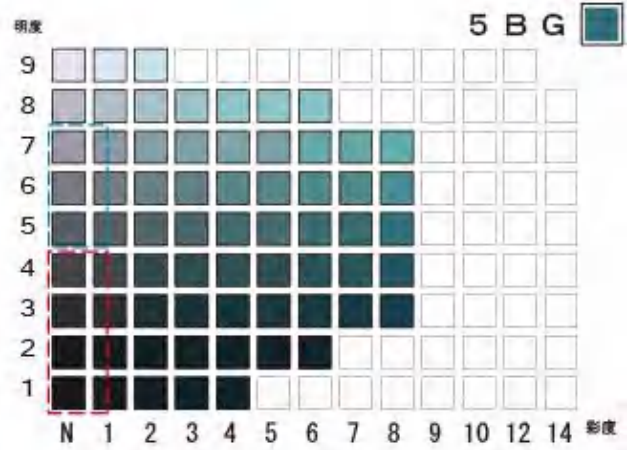
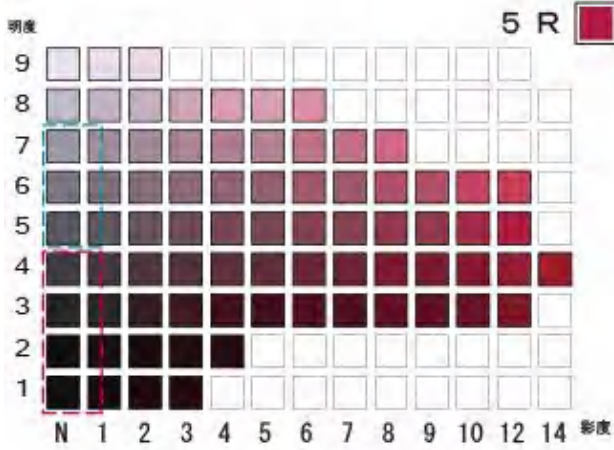
項目	景観形成基準
<p>塔屋・設備類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋、設備類は、建築物と一体化させる。それが困難な場合は、ルーバーなどにより囲み、修景を施す。</li> <li>壁面の配管類、バルコニーの室外空調機器、屋外用パワーコンディショナーなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなどの修景を図る。</li> <li>アンテナ類は共同化、集約化する。</li> <li>太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。</li> <li>太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。</li> <li>太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。</li> <li>太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。</li> </ul> 
<p>垣、柵、門扉など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として境界部デザインは、基壇に自然石（富士山の土石）を活用した石積みと植栽の組合せによるものとする。</li> <li>敷地境界部に擁壁ができる場合は、緑化ブロックやツタ性植物により修景を図る。</li> <li>垣の高さは、歩行者の視界が確保できる程度の高さとする。（参考：H=1.5～2.0m）</li> <li>フェンス、柵などが機能上必要な場合は、周辺景観に調和したデザインとし、可能な限り前面の緑化修景により周辺になじんだものとする。</li> <li>門扉などは、周辺の景観と調和した形態、意匠とする。</li> </ul>
<p>敷地内緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、出来る限り残すように努める。</li> <li>敷地内空地の緑化に努める。その際、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和を得られる樹種とする。</li> <li>屋上緑化、ベランダ緑化、外壁面のツル性植物などによる垂直緑化により、緑視率を高める。</li> <li>エントランス、敷地コーナーなど人通りの多い場所には、花壇やプランターボックスの植栽などによる演出を行う。</li> <li>敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽により、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。</li> </ul>
<p>駐車場、駐輪場、サービスヤード</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場、サービスヤードなどは、歩行者から直接見えない位置に配置する。</li> <li>駐車場、サービスヤードなどがやむを得ず通りに面する場合は、植栽などにより歩行者から見えないよう修景を施す。</li> <li>駐車場は緑の多用により周辺環境との調和を図る。</li> </ul> 

項目	景観形成基準
ごみ置き場、 資材置き場など	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ置き場は、回収方法を考慮しながら、歩行者の見えない位置に配置するか、建物と一体的なデザインとして修景する。</li> <li>資材置き場は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合は歩行者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。</li> </ul>
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者の安全性や快適性に配慮した夜間の照明計画を行う。</li> <li>自然地内での夜間の暗がりを侵すような照明の設置は避ける。</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合は歩行者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。</li> </ul> <div data-bbox="550 582 1236 795" style="text-align: center;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物と一体となっている工作物は、建築物本体と同じデザイン、色調とする。</li> <li>できるだけシンプルな形態とし、周辺景観になじむよう配慮する。</li> </ul>

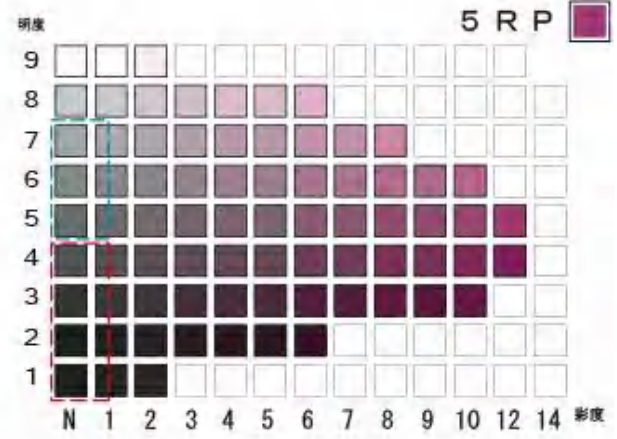
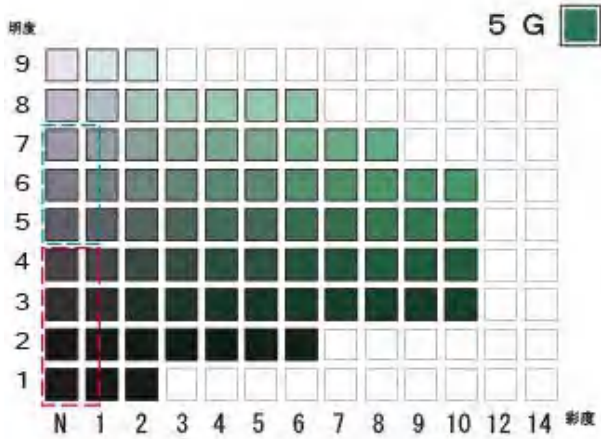
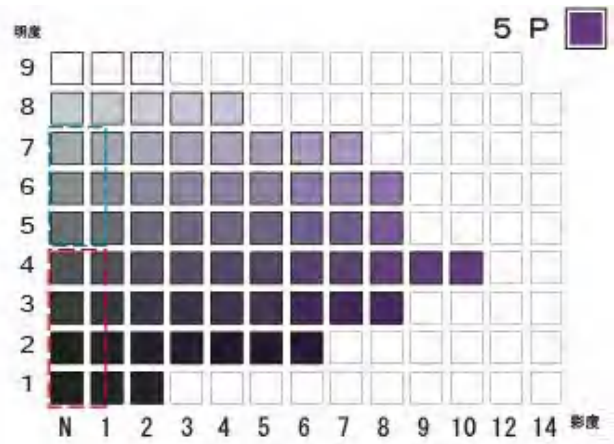
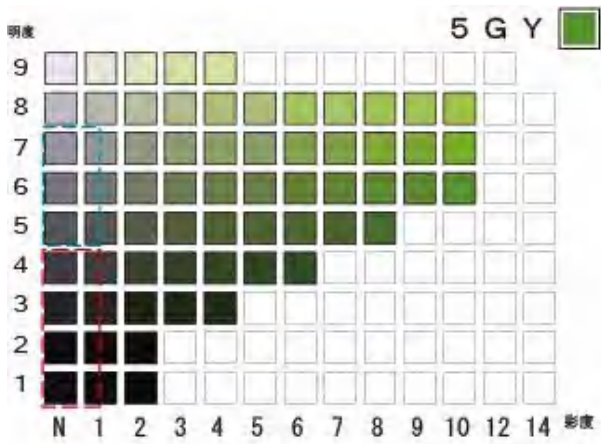
【補足：色彩基準のイメージ（明度・彩度）】

基準色・最低基準色における色相ごとの明度・彩度イメージを以下に示す。

基準色

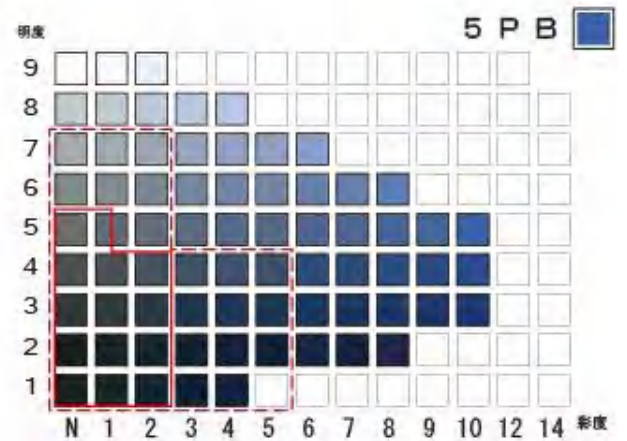
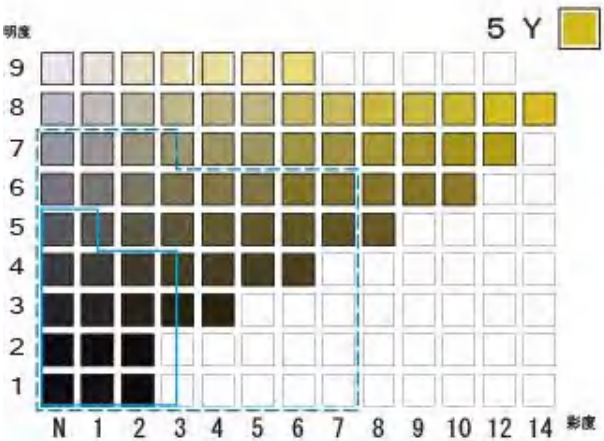
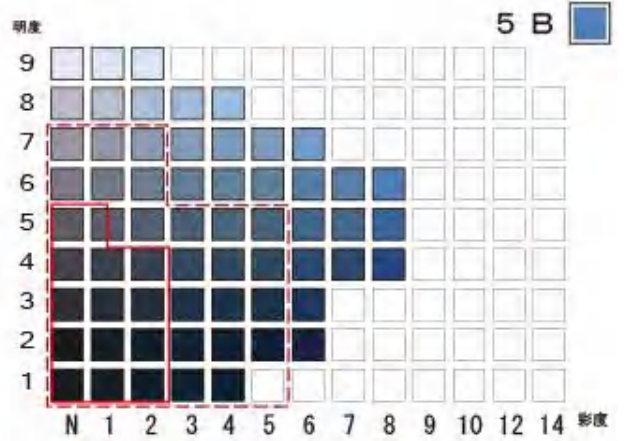
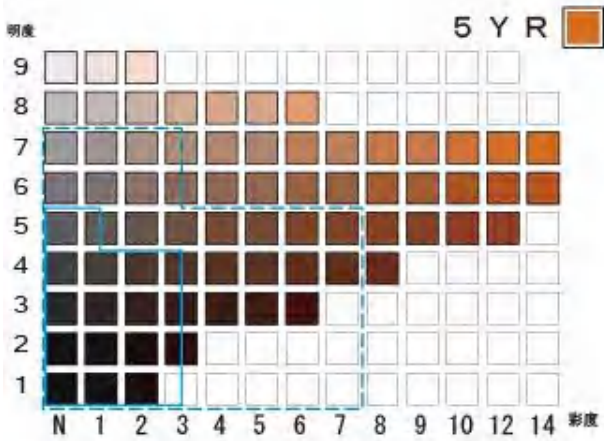
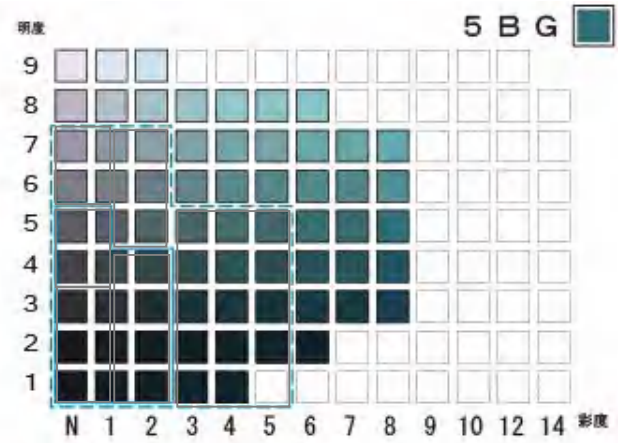
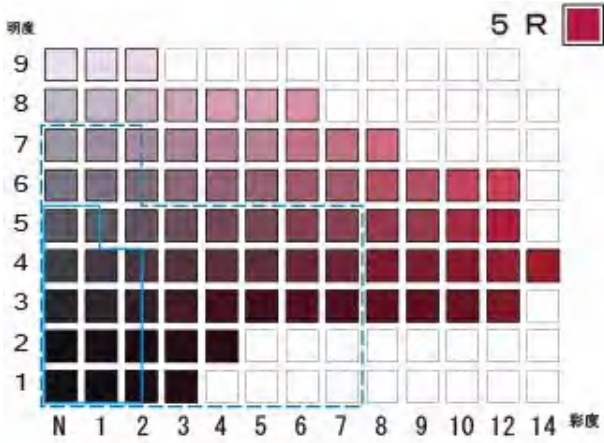


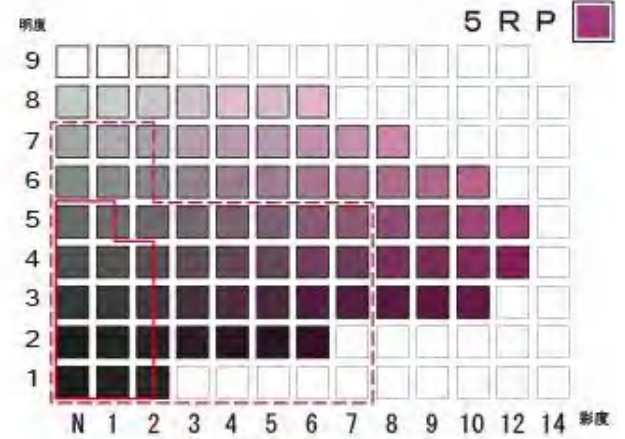
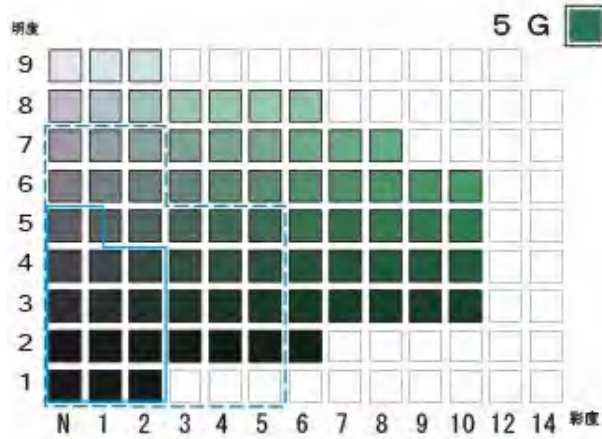
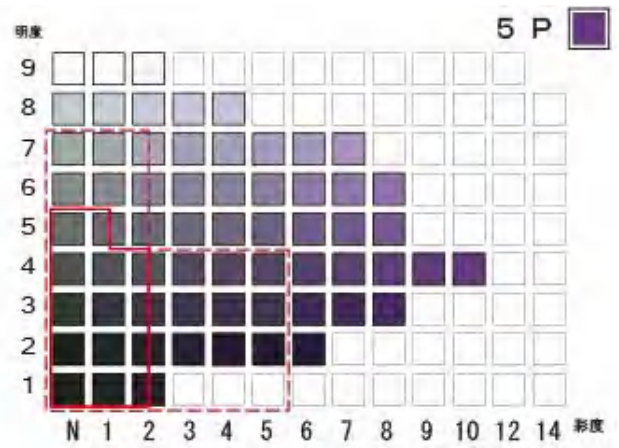
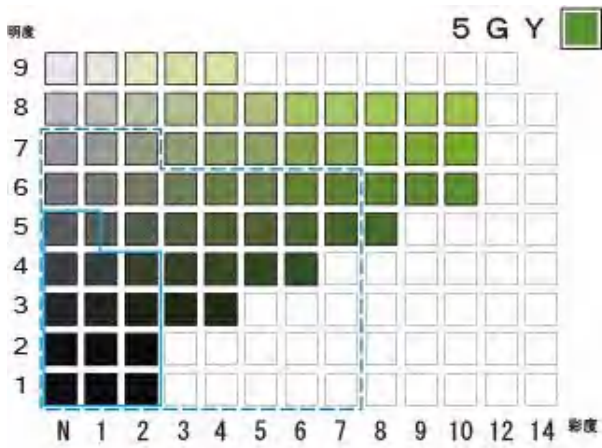
建材の標準色が最も多く設定されている10 YR～5 Yの色相範囲について彩度 2.5 以下に緩和



基準色(外壁基調色)    基準色(屋根色)

### 最低基準色





(富士山等景観保全地域+富士山等眺望保全地域)で許容される範囲

最低基準色(外壁基調色)

最低基準色(屋根色)

富士山等眺望保全地域のみで許容される範囲

最低基準色(外壁基調色)

最低基準色(屋根色)

# カラーシステムのしくみ

景観計画では、マンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって色をあらわしています。

マンセル表色系は、「色相 (Hue)」、「明度 (Value)」、「彩度 (Chroma)」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色をあらわすシステムです。

**【色相】** 色味の度合いを色相としてあらわします。色相は、R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄)、GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫) など各色相の頭文字と、その度合いをあらわす0から10までの数字を組み合わせて用います。

**【明度】** 色の明るさの度合いを明度としてあらわします。0から10までの数字を用い、明るい色ほど数値が大きくなります。色相をもたない無彩色はN9、N5.5などのように最初にNをつけてあらわします。

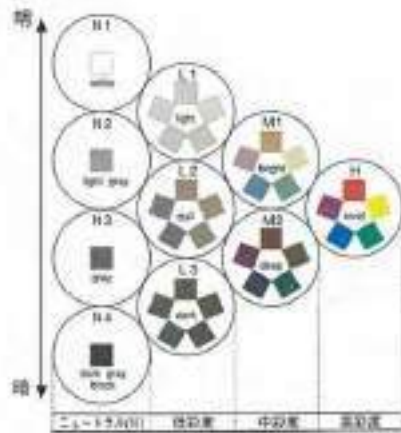
**【彩度】** 色のあざやかさの度合いを彩度としてあらわします。あざやかな色ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。

### マンセル値の読み方

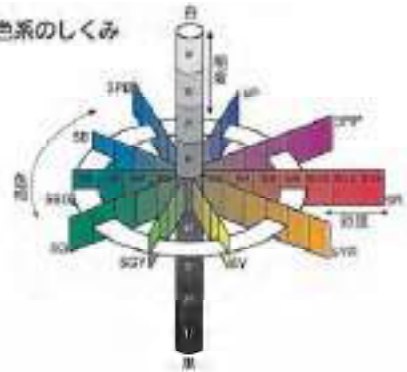
**5R 4.0 / 14.0** (5アール4.0の14.0と読む)

色相 明度 彩度

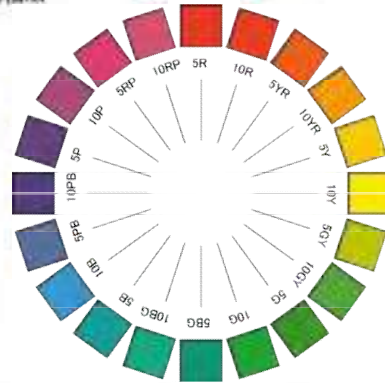
### 10種のトーン分類



### マンセル表色系のしくみ



### マンセル色相環



### 【トーン】

トーンとは、色彩の明度と彩度の組み合わせ (= 色の調子) をグループ分類したものです。トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色が与える印象と深く関わっています。また、各色相の色を彩度(あざやかさ)別に4段階に分け、更に明るさを加味して、最終的に10種のトーンを設定しています。

**無彩色グループ** N1、N2、N3、N4トーン

—— 白・灰色・黒の無彩色のグループ

**低彩度グループ** L1、L2、L3トーン

—— くすんだ穏やかな色のグループ

**中彩度グループ** M1、M2トーン

—— 色味の強い色のグループ

**高彩度グループ** Hトーン

—— 非常にあざやかな色のグループ

参 考

大規模建築物基準色の日本塗料工業会標準色見本一覧

大規模建築物の基準色の範囲内にある日本塗料工業会標準色の一部を一覧表にまとめました。

●外壁基準色

色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本
N-75	N7.5		19-70B	10YR7/1		22-60C	2.5Y6/1.5	
N-70	N7		19-70C	10YR7/1.5		22-60D	2.5Y6/2	
N-65	N6.5		19-70D	10YR7/2		22-50B	2.5Y5/1	
N-60	N6		22-75B	2.5Y7.5/1		22-50D	2.5Y5/2	
N-55	N5.5		22-75C	2.5Y7.5/1.5		25-75B	5Y7.5/1	
N-50	N5		22-75D	2.5Y7.5/2		25-75C	5Y7.5/1.5	
19-75B	10YR7.5/1		22-70B	2.5Y7/1		25-70B	5Y7/1	
19-75C	10YR7.5/1.5		22-70C	2.5Y7/1.5				
19-75D	10YR7.5/2		22-70D	2.5Y7/2				

●屋根色

色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本	色番号	マンセル値	色見本
N-40	N4		N10	N1		22-30D	2.5Y3/2	
N-30	N3		19-40D	10YR4/2				
N-20	N2		22-40D	2.5Y4/2				

## ～ 工作物の新設など ～

項目	景観形成基準
高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔など	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 稜線を乱さないようにできるだけ尾根上での設置は避ける。</li> <li>• 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、周辺の景観がつくるスカイラインを遮らないようにする。</li> <li>• 敷地境界から5m以上後退する。ただし、それが困難な場合は緑化等により周辺環境に配慮する。</li> <li>• 形態は簡素化したデザインとする。</li> <li>• 市街地にある工作物の基壇部には、できるだけ修景緑化を図る。</li> </ul>
記念塔、記念像など	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。</li> <li>• 原則として敷地境界から10m以上後退する。ただし、周辺の景観との調和が図られている場合はこの限りではない。</li> <li>• 主要な眺望場、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。</li> <li>• 周辺景観になじむ形態とする。</li> <li>• 周辺景観との調和のため、修景緑化を図る。</li> </ul>
観光用昇降機、コースター、観覧車など	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。</li> <li>• 敷地境界から10m以上後退する。</li> <li>• 敷地外周部には、敷地の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。</li> </ul>
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。</li> <li>• 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。</li> <li>• 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。</li> <li>• 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。</li> </ul>
風力発電設備など	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。</li> <li>• 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。</li> <li>• 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。</li> </ul>
高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋など	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置に当たっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。</li> <li>• 周辺の景観を乱さないようにできるだけ簡素な形態とする。</li> </ul>
その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置に当たっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。</li> <li>• 歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退する。</li> <li>• 主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。</li> <li>• 周辺景観になじむ形態とする。</li> <li>• 周辺景観との調和のため、修景緑化などを図る。</li> </ul>

項目	景観形成基準
工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 背景となる自然景観や近隣の建築物や工作物との調和に配慮し、周辺的环境から著しく突出するような色彩を基調とすることを避ける。</li> <li>• 富士山や朝霧、天子山系の山々の景観と融和する色彩を基調とする。</li> <li>• 近隣の建築物との調和に配慮し、かつ富士山の眺望景観を阻害しない色彩を基調とする。</li> <li>• 富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、鉄塔、電波塔などについては、次に示す色彩を用いることとする。 富士山等景観保全地域：低光沢のもの N4.5以下 富士山等眺望保全地域：低光沢のもの N4.5～N6（周辺環境により判断する）</li> <li>• 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。</li> <li>• 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。</li> <li>• パワーコンディショナーなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。</li> </ul>

～ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為  
及び運動・レジャー施設である工作物の建設に関わる開発行為 ～

項目	景観形成基準
造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地形、地物にあわせた造成とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。</li> <li>• 法面はできるだけ緩い勾配（30度以下）とし、表面は緑化する。</li> <li>• 地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。</li> <li>• 敷地内に舗装等を施す場合は、できる限り、浸透性のある素材を用いる。</li> <li>• 地下水脈を分断しないよう十分注意する。</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地形、地物にあわせた道路線形とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。</li> <li>• 道路の線形は、富士山、天子山系の稜線に対してのシーケンス景観に配慮する。</li> <li>• 法面はできるだけ緩い勾配（30度以下）とし、表面は緑化する。</li> <li>• 地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。</li> <li>• 街路樹は、自然植生や周辺の樹木に配慮した樹種とする。</li> <li>• 街路灯はできるだけ簡素な形態とする。</li> <li>• 防護柵等の設置については、周辺環境に配慮したデザイン、色彩とする。</li> <li>• 電柱の設置はできるだけ避け、電線の地中化を行う。その際、配電盤、変圧器などは周辺の景観から目立たないように配慮する。</li> <li>• やむを得ず電柱を設ける場合は、富士山に対して反対側に設置するとともに、周辺環境に調和した色彩とする。</li> </ul>
緑、植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 緑地率は20%以上を確保する。ただし、それが困難な場合は、中高木を効果的に配置し、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。</li> <li>• 植栽に当たっては、自然植生に配慮する。</li> <li>• 既存の樹木の伐採は、小規模に留める。やむを得ない場合は、その周辺に移植する。</li> <li>• 主な眺望点から見た場合に、富士山の標高400m以上の山腹での著しく確認できる大規模な自然樹林の伐採は避ける。</li> <li>• 水源かん養保安林、環境保護林などの一団の樹林帯を分断する場合、適切な幅の林縁群落を設ける。</li> <li>• 開発区域内に公園を設ける場合は、富士山を望むことができる眺望空間を確保する。</li> </ul>
河川、調整池など	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 河川、水路や湧水池がある場合は、その水質を汚さないよう十分注意する。</li> <li>• 河川、水路や湧水池がある場合、その護岸はできるだけ自然石などの自然素材を用い、必要に応じて親水性のある形態となるようにする。</li> <li>• 調整池の周囲は緑化等により修景を行う。</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事用仮囲いは、できるだけ周辺の景観を乱さないよう修景を図る。</li> </ul>

～ その他 ～

項目	景観形成基準
土石の採取、その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 採取後の状態が、採取前の自然に近づく工法を採用する。</li> <li>• 採取する土地は、周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①敷地の周囲を緑化等により修景する。</li> <li>②周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。</li> </ul> </li> </ul>
屋外における土石などの堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、できる限り堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。</li> <li>• 周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①敷地の周囲を緑化等により修景する。</li> <li>②周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。</li> </ul> </li> </ul>

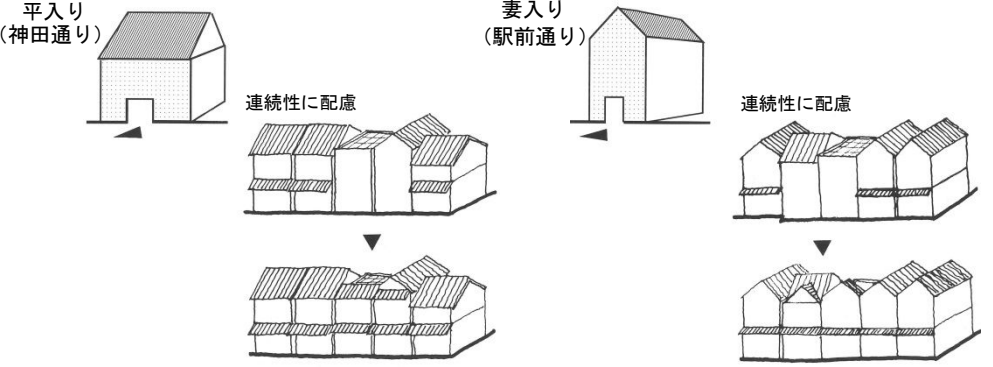
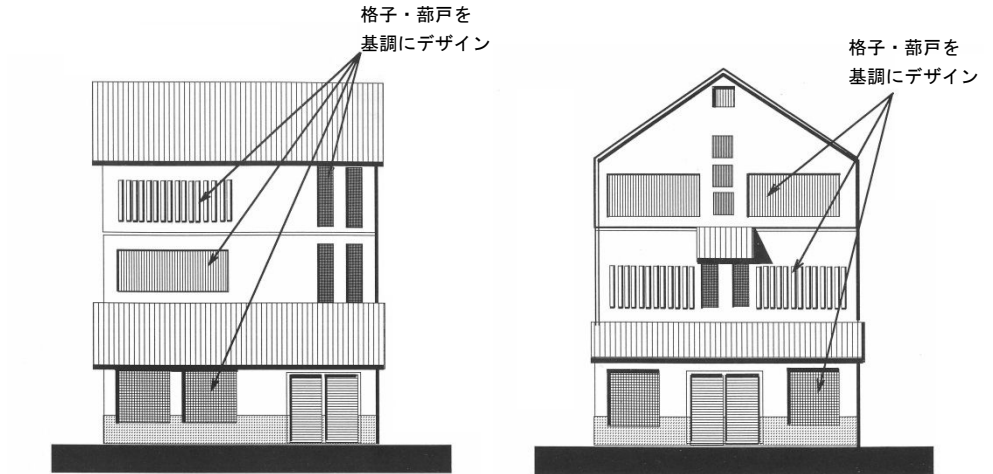
## 2 重点地区の行為の制限に関する事項

### 2-1 中央・駅前地区

#### ①届出対象行為

- 対象地区内における建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

#### ②景観形成基準

項目	景観形成基準
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物は、道路に対して原則として平入りとする。</li> <li>都市計画道路3・5・44富士宮駅中原線に面する建築物は、道路に対して原則として妻入りとする。</li> <li>やむを得ずその他の形態をとる場合は、まち並みの連続性に配慮した傾斜のある屋根とする。</li> </ul> 
壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び都市計画道路3・5・44富士宮駅中原線に面する建築物の壁面は、和風のデザインを基本とする。やむを得ずその他のデザインとする場合は、まち並みの連続性に配慮する。</li> <li>開口部は、格子、蔀戸などをデザインに入れることとする。</li> </ul> 

項目	景観形成基準																											
<p>庇</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物の1階部分には、傾斜のある庇を設けるものとし、軒下の高さは3m以上とする。</li> </ul> 																											
<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、壁面、庇など通りから見える建築物の色は、低彩度の自然素材色とする。</li> <li>アクセントなどに高彩度の色を使用する場合は、各壁面見付面積の1割以下とする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="510 694 1420 1702"> <thead> <tr> <th>●屋根ベースカラー 低彩度、低明度</th> <th>●外壁ベースカラー 低彩度、高明度</th> <th>●アクセントカラー 高彩度、高明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 5P2/5</td> <td>5P8/3.5</td> <td>10P4/11</td> </tr> <tr> <td>10B2/3.5</td> <td>2. 5BG8. 5/1</td> <td>5PB3/10</td> </tr> <tr> <td>5BG2/3.5</td> <td>2. 5G7/2</td> <td>10GY4. 5/8</td> </tr> <tr> <td>10BG2/3.5</td> <td>7. 5G5/1</td> <td>5R4/11</td> </tr> <tr> <td>2. 5YR2/1</td> <td>10RP6. 5/1</td> <td>7. 5R5/13</td> </tr> <tr> <td>5R2/1</td> <td>2. 5Y6. 5/3</td> <td>5Y7/12</td> </tr> <tr> <td>5PB2. 5/0.5</td> <td>N8. 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 5PB2. 5/0.5</td> <td>4Y8. 5/0.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イメージ： にぶい、暗い</p> <p>イメージ： おだやか、あさい</p> <p>イメージ： 活えた、強い</p>	●屋根ベースカラー 低彩度、低明度	●外壁ベースカラー 低彩度、高明度	●アクセントカラー 高彩度、高明度	2. 5P2/5	5P8/3.5	10P4/11	10B2/3.5	2. 5BG8. 5/1	5PB3/10	5BG2/3.5	2. 5G7/2	10GY4. 5/8	10BG2/3.5	7. 5G5/1	5R4/11	2. 5YR2/1	10RP6. 5/1	7. 5R5/13	5R2/1	2. 5Y6. 5/3	5Y7/12	5PB2. 5/0.5	N8. 5		2. 5PB2. 5/0.5	4Y8. 5/0.5	
●屋根ベースカラー 低彩度、低明度	●外壁ベースカラー 低彩度、高明度	●アクセントカラー 高彩度、高明度																										
2. 5P2/5	5P8/3.5	10P4/11																										
10B2/3.5	2. 5BG8. 5/1	5PB3/10																										
5BG2/3.5	2. 5G7/2	10GY4. 5/8																										
10BG2/3.5	7. 5G5/1	5R4/11																										
2. 5YR2/1	10RP6. 5/1	7. 5R5/13																										
5R2/1	2. 5Y6. 5/3	5Y7/12																										
5PB2. 5/0.5	N8. 5																											
2. 5PB2. 5/0.5	4Y8. 5/0.5																											
<p>建築付帯設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上に設置される塔屋、設備機器などは、通り側から見えないように工夫する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、建築物と調和するデザインを行うかルーバーなどで囲うなどの目隠しなどを行う。</li> <li>太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。</li> <li>風力発電設備は、原則として屋根又は屋上等に設置しないものとする。</li> <li>休業時や夜間にウィンドーショッピング等ができるよう照明、シャッターを工夫する。</li> </ul>																											

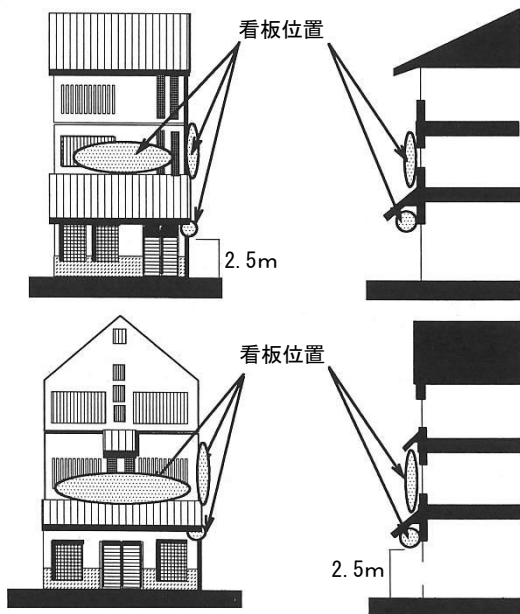
**参考** 推薦するデザイン

地区のまち並み景観をよりグレードの高いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦デザインを考慮してください。

項目		中央地区	駅前地区	
敷地	植栽	低木、プランター	空地がある場合は積極的に配置	
	外構	駐車場舗装	歩道との調和	
		壁面後退部分舗装	歩道との調和	
		水等演出部分	通りから見えるように積極的に配置	
	設備	太陽光発電設備	通りから見えない位置に設置し、色彩は周囲の景観と調和するものを使用する。	
風力発電設備				
建築物	屋根	材質	和風瓦等の瓦材を使用する	和風をイメージするもの
		色	低彩度中間色	
		形状	平入り（神田通り） 妻入り（駅前通り）	妻入り
		スカイライン	連続性に配慮	
	外壁	壁面形状	和風のデザインとし、開口部は格子、蔀戸などを基調にデザインする	
		壁面位置	周辺との調和	
		材質	周辺との調和	
		色	低彩度中間色	
		窓	格子、蔀戸などを取り入れる	
		庇	1階部分に傾斜状の庇を設ける、軒の高さを3m以上とする	庇を設ける場合は、1階部分に傾斜を付け、軒下の高さ3m以上とする
	ショーウィンドー	積極的に設ける		
	付属設備等	機械、EV室	通りから見えない位置に設置	
		設備機器上部	通りから見えない位置に設置	
設備地上型		壁面のデザインと調和する覆い方を工夫する		
太陽光発電設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根に設置する太陽電池モジュールの色彩は、濃い灰色、黒色又は濃紺色とし、フレームの色彩は黒色を使用する。</li> <li>・屋根材一体型又は形状が屋根材と調和した太陽電池モジュールを屋根の形に合わせて設置する</li> </ul>		
風力発電設備		通りから見えない位置に設置し、色彩は建築物と調和するものを使用する		

項目		中央地区	駅前地区
看板	位置	3ヶ所のみ	
	規模	まち並みに配慮	
	形状	まち並みに配慮	
	種類	原則として自己看板	
	材質	金属・木製を主とする	
その他	照明	看板、ショーウィンドーなどに間接照明	
	門扉	通りの連続性に配慮	
	日除け	のれんなど	
	シャッター	シースルーシャッター	
	角地	水と緑の活用を図る	
	ポケットパーク	水と緑の活用を図る	
	自動販売機	ダークブラウンやグレーベージュなどまち並みとの調和に配慮する	

●看板の位置

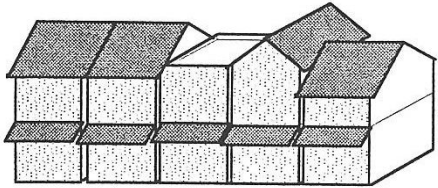
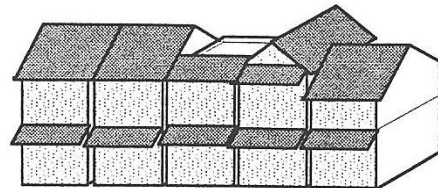
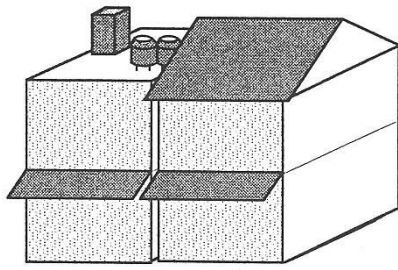
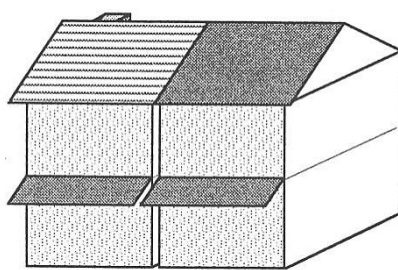
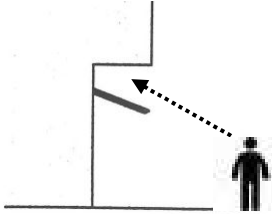
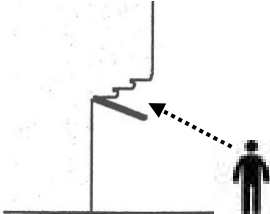


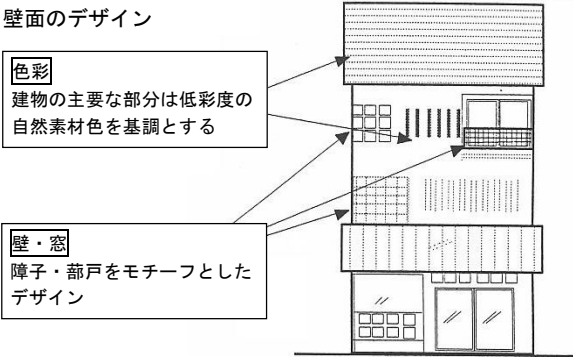
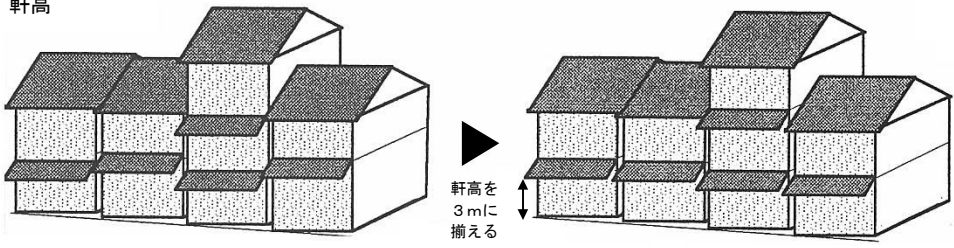


## 2-2 神田地区

### ①届出対象行為

- 対象地区内における建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

### ②景観形成基準

項目	景観形成基準
<p>屋根</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町6号線に面する建築物は道路に対して原則として平入りとする。やむを得ず平入り屋根の形態をとらない場合は、道路に面する屋根部分はまち並みとしての連続感を損なわないものとする。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平入りの屋根に、妻入りの屋根、陸屋根が混じるとまち並みのリズムがくずれる。</li> <li>●屋根は、道路に対して平入りとする。やむを得ずその他の形態をとる場合は、まち並みの連続感を損なわないように工夫する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋上に設置される塔屋、設備機器などが通りから見えないよう工夫する。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通りから見える塔屋・設備機器が景観阻害を引き起こしている。</li> <li>●デザイン屋根等により塔屋・設備機器が見えないように工夫する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。</li> <li>風力発電設備は、原則として屋上等に設置しないものとする。</li> </ul>
<p>壁面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物は、2階以上の部分（高さ3m以上の部分）で壁面後退線を超えて壁面を張り出す場合、軒下の部分は門前町のイメージに調和するデザインとする。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2階以上の壁面が張り出すことにより、歩道景観に圧迫感を与える。</li> <li>●2階軒下に、伝統的建築様式をモチーフとしたデザインを施すことにより、圧迫感を軽減する。</li> </ul>

項目	景観形成基準
壁面	<p>・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町6号線に面する建築物の壁面のデザインは、障子、蔀戸をモチーフとしたデザインを多用する。</p> <p>・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町6号線に面する建築物についてバルコニーを道路に面して設ける場合、門前町のイメージに調和するデザインとする。</p> <p><b>壁面のデザイン</b></p> <p><b>色彩</b> 建築物の主要な部分は低彩度の自然素材色を基調とする</p> <p><b>壁・窓</b> 障子・蔀戸をモチーフとしたデザイン</p> 
庇	<p>・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物の1階部分には門前町のイメージに調和する庇を設けるものとし、軒先の高さは3mとする。</p> <p><b>軒高</b></p>  <p>●軒高が不揃いで煩雑な印象を与える。</p> <p>●高さの統一された軒の連続がリズム感を生む。</p>
色彩	<p>・屋根、壁面、庇等の建築物の主要な部分については、低彩度の自然素材色を基調とする。</p> <p>・門前町を演出するためのアクセント色の使用を可能とする。ただし、使用部位や面積、素材には十分留意し、過度なイメージの表現や安易な演出は避けること。</p> <p><b>《基調色》</b></p>  <p>10YR7.5/3 2.5Y6.5/3 2.5Y6.5/3 10YR6/3.5 10YR4/3.5 7.5YR4.5/3 7.5YR4/3 10YR3/2 5B3.5/2 2.5PB4/1.5 10B4.5/2 2.5PB4.5/1 2.5PB7/0.5 N8.5 2.5YR2/9 10Y5/2 2.5GY4.5/2 5GY5/2 5GY5.5/2 5G5.5/4</p> <p><b>《アクセント色》</b></p>  <p>5G7/8 7.5G5/8 5G6/10 7.5R4.5/14 7.5R5/14 7.5R5/14</p>

**参考** 推薦するデザイン

地区のまち並み景観をよりグレードの高いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦デザインを考慮してください。

項目	考え方	形態	素材	色	
建築物・工作物等	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち並みの統一感に配慮する。</li> <li>スカイラインの構成、遠景の演出に配慮する。</li> <li>通りに対して軒を積極的に出す。その際に上げ裏を門前町のイメージにふさわしいデザインとする。</li> <li>自然素材色をイメージする色。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平入りの勾配屋根</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>黒、グレー、茶、緑青色</li> </ul>
	3階以上の壁と窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体のファサードデザインの構成を考慮する。</li> <li>歩行者への圧迫感を感じさせないよう、できるだけ壁面の張り出しは避ける。</li> <li>間口の広い建物は、単調さを隠すために分節化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土塗壁風</li> <li>タイル、石貼り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>和紙入りガラス</li> <li>障子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土塗壁をイメージするベージュ</li> </ul>
	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体のファサードデザインの構成を考慮する。</li> <li>門前町をイメージしたデザインに配慮する。</li> <li>歩行者に圧迫感を与えない。</li> <li>通りに対して生活臭を見せない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>張出型のバルコニーはできるだけ設けない。設ける場合はスクリーンで生活感をカムフラージュする。(洗濯物、空調室外機などが見えないようにする)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーン、腰パネルなどは、障子風の物や和風の連子、格子でつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベースカラー</li> <li>ただし、壁面との配色の関係を考慮する。</li> </ul>
	2階の壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。</li> <li>間口の広い建物は、単調さを隠すために分節化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土塗壁風</li> <li>タイル、石貼り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>和紙入りガラス</li> <li>障子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土塗壁をイメージするベージュ</li> </ul>
	2階の窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障子、蔀戸をモチーフとしたデザイン</li> <li>和風連子あるいは格子付き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>和紙入りガラス</li> <li>障子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベースカラー</li> </ul>
	庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち並みの連続性に配慮する。</li> <li>主要な交差点に面する建物は、道路に面する2面に庇を設ける。</li> <li>上げ裏は門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。</li> <li>雨除け、日除けの機能を持たせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>間口前面に設け、庇を生かす形とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然素材又はそのイメージのもの</li> <li>障子風の透光素材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒、グレー、茶、緑青色、障子をイメージする場合の白</li> <li>軒裏は明るい色(白かベージュ)</li> </ul>
	ショーウィンドー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウィンドーショッピングができるように、積極的に演出する。</li> </ul>			
	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間、休業時にウィンドーショッピングが出来るように演出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリルシャッターやシースルーシャッター等の透視性のあるもの</li> </ul>		
	日除け	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち並みに配慮して、日除けの機能を確保する。</li> <li>広告を兼ねたのれん等を積極的に活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アーム式の日除けテント</li> <li>のれん、簾</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>庇の色と同色、あるいは調和する色</li> </ul>
	設備機器類	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りから見えない位置に設置、配管するか、目立たないようなデザインの処理をする。</li> </ul>			

項目	考え方	形態	素材	色	
建築物・工作物等	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根材一体型又は形状が屋根材と調和したパネルを屋根の形に合わせて設置する。</li> <li>土地に自立して設置するもの等、屋根以外に設置するものは、できるだけ通りから見えない位置に設置する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物や周囲の景観と調和する色</li> </ul>
	風力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りから見えない位置に設置する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物や周囲の景観と調和する色</li> </ul>
	広告物・看板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>最小限の位置に効果的に配置する。</li> <li>賑わいを演出するようなユニークなデザインに努める。</li> <li>浅間大社で使われているカラーリングを積極的に用いる。ただし、面的に広い部分への配色は避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店の業態が一目でわかるデザイン、手作り感のあるデザイン</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ベースカラー及びアクセントカラー</li> </ul>
	照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間にウィンドーショッピングができるように配慮する。</li> <li>魅力的な夜間景観を演出する。</li> </ul>			
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>通り沿いに駐車場を設けない。やむを得ず設ける場合は、歩行者から車が見えないように、塀や垣根などで修景をする。</li> </ul>			
	舗装材	<ul style="list-style-type: none"> <li>浅間大社に続く参道をイメージする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自然石大版</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無彩色</li> </ul>
	水路、緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>潤いのある商店街として、積極的に演出する。</li> </ul>			
その他	修景の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する壁面及びそれに接する壁面の道路側から1m以上の範囲は修景をする。</li> </ul>			
	隣との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち並みの連続性を損なわないように、適切な建物の配置、あるいは塀、門扉などによる修景を施す。</li> <li>建物のデザインは、隣接する建物と調和するように配慮する。</li> </ul>			
	店先	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチなどの歩行者がくつろげるストリートファニチャーは、歩行者の通行を妨げない範囲で積極的に配置する。</li> <li>自動販売機などを設置する場合は、ダークブラウンやグレーベージュとするなど周囲の景観に配慮した修景を施す。</li> <li>通りから直接見える部分に、空箱、空ケース、ごみなどを放置しない。</li> </ul>			

### 3階以上の壁面の位置と庇

①壁面が揃っている場合。通りを歩く人の日照・視界を考えると最も好ましい。

②1・2階のみセットバックした場合。①に比べ、通りの日照・視界は悪くなる。

③1階のみセットバックした場合。通りの日照・視界共に悪くなり、圧迫感を与える。

庇風の篩り

### 日除け

ショーウィンドウ

- 北側街区の建物は、店内まで直射日光が差し込んでくる。
- のれん・簾等の活用により直射日光をさえぎる。

### 庇

- 庇が途切れるとまち並みの連続感が失われる。
- 1階の庇は連続して設け、歩行者のアイレベルでのまち並みの連続感を確保する。

### 設備機器類（壁面）の修景

- 通りに面する壁面に設けられた室外機・雨どいなどが景観阻害を引き起こしている。
- やむを得ず設備機器類を通り側に設ける場合は、格子・壁・垣根で覆うか、又はデザイン的な処理を施す等の修景を行う。

### コーナー部の庇

敷地境界ライン

- 表通りと横道の断絶感が強い。
- 景観的にも重要な位置を占めるコーナー部は、横道まで庇を回し、連続感を確保する。

### 修景の範囲

1m以上

- 通りに面した壁面線より、敷地奥行き方向に1m以上の部分について修景を行う。

### 広告物等

2階の袖看板と軒下の看板は正面に向かって右側に設置する。

2階壁面のデザインを阻害しないような大きさ・形態とする。

車をからの視線

通りを歩く人の視線

### 建物の大幅なセットバック又は駐車場による歯抜け地の修景

- 建物の大幅なセットバック、又は駐車場により、まち並みの連続感が失われる。
- 塀・門扉等により修景を施し連続感を持たせる。

## 2-3 浅間大社周辺地区

## ①届出対象行為

建築物の新築など	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
工作物の新築など	<p>工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）、記念塔、記念像、観光用昇降機、コースター、観覧車、石油タンク、ガスタンク、サイロ、屋外に設置されたクレーン等の生産設備、太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類する物件。</li> <li>• 事業所又は1物件の表示面積の合計が0.5㎡を超える屋外広告物で、一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内に設置するもの。</li> <li>• 自動販売機で一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内に設置するもの。</li> </ul>

※ 屋外広告物条例で許可を受けている屋外広告物は、景観計画上の届出は不要です。

②景観形成基準

項目	景観形成基準
<p>建築物・工作物の高さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑色区域は、8 m以下とする。</li> <li>・ 青色区域は、10m以下とする。</li> <li>・ 黄色区域は、13m以下とする。</li> <li>・ 桃色区域は、15m以下とする。</li> <li>・ 橙色区域は、20m以下とする。</li> <li>・ 建築物の高さの算定は、地盤面から階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の最上部までとする。高度地区の規定と同様とする。</li> <li>・ 建築物の屋上部分に設置する工作物の高さの算定は、地盤面から当該工作物の最上部までとする。</li> <li>・ 国・県・市指定の文化財・史跡等、及び高度地区の適用除外・許可による特例の物件については、この高さの規定は適用しない。</li> </ul> <p>※都市計画法において、緑色区域（8 m以下）は「風致地区」、青色・黄色・桃色・橙色区域（10～20m以下）は「高度地区」の指定あり</p> <p>※重点地区の北側及び東側隣接地域（概ね都市計画道路 3・4・24 阿幸地青見線まで）は、本計画書 76 頁の一般共通基準（一定規模以上の各種行為の届出に関する景観形成基準）において 25m以下の規定あり</p> 

項目	景観形成基準																												
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の外壁、屋根の基準色は、以下の範囲を超えないこと。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">外壁基準色</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色 相</th> <th style="width: 33%;">明 度</th> <th style="width: 33%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>9.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y R、Y</td> <td>8.0 以上 9.5 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>8.0 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記の色相以外</td> <td>8.0 以上 9.5 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>8.0 未満</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">屋根基準色</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色 相</th> <th style="width: 33%;">明 度</th> <th style="width: 33%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R、Y</td> <td>5 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記の色相以外</td> <td>5 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物各壁面見付面積の 10 分の 1 以下の範囲で使用可能な外壁の強調色（アクセントカラー）については、この限りではない。</li> <li>・ 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分については、この限りではない。</li> <li>・ 工作物の色彩は、建築物の外壁基準色の範囲において、かつ、近隣の建築物や工作物との調和に配慮し、周辺の環境から突出しないようなものを使用する。</li> </ul>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	9.5 以下	—	Y R、Y	8.0 以上 9.5 以下	2 以下	8.0 未満	4 以下	上記の色相以外	8.0 以上 9.5 以下	1 以下	8.0 未満	2 以下	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5 以下	—	Y R、Y	5 以下	4 以下	上記の色相以外	5 以下	2 以下
色 相	明 度	彩 度																											
無彩色	9.5 以下	—																											
Y R、Y	8.0 以上 9.5 以下	2 以下																											
	8.0 未満	4 以下																											
上記の色相以外	8.0 以上 9.5 以下	1 以下																											
	8.0 未満	2 以下																											
色 相	明 度	彩 度																											
無彩色	5 以下	—																											
Y R、Y	5 以下	4 以下																											
上記の色相以外	5 以下	2 以下																											
建築付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塔屋、設備類は、建築物と一体化させる。それが困難な場合は、ルーバーなどにより囲み、修景を施す。</li> <li>・ 壁面の配管類、屋外用パワーコンディショナーなどは、建築物と一体化するか、又は、視点場（1～4）や通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなどの修景を図る。</li> <li>・ 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。</li> <li>・ 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射の物を使用するよう努める。</li> <li>・ 太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。</li> <li>・ 太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。</li> <li>・ 風力発電設備は、原則として屋根又は屋上等に設置しないものとする。</li> </ul>																												

項目	景観形成基準
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋上広告は設置しない。</li> <li>• 突出看板は、建築物等と一体化を図り、看板の面積は最小限に留める。</li> <li>• 広告塔など独立した屋外広告物を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、落ち着いた色合いを使用するなど、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>• 光源が点滅するネオンサイン等を行わない。</li> <li>• 一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から 10m以内及び風致地区内における屋外広告物は次のとおりとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①壁面広告、突出看板は、地色を外壁と同系色とする。</li> <li>②広告塔、広告板は、脚柱をダークブラウン、地色を色彩基準の屋根基準色の範囲内とする。</li> <li>③日除けのれんなどは、落ち着いた色合いとする。</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、上記において、木材や石材などの自然素材を活用する場合はこの限りではない。</p>
サイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 富士山本宮浅間大社の門前町や歴史的雰囲気との調和に配慮した材質、色彩、デザインとなるよう工夫する。</li> </ul>
ストリートファニチャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ベンチやモニュメントなどは、富士山本宮浅間大社の歴史性と神田川のうるおいある緑や水辺に配慮したデザインとする。</li> </ul>
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から 10m以内及び風致地区内に設置する場合は、周辺景観と調和するようダークブラウンやグレーベージュなどとする。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 柔らかな光源色の落ち着いたきのある照明を採用し、情緒ある夜間景観の演出に努める。</li> </ul>

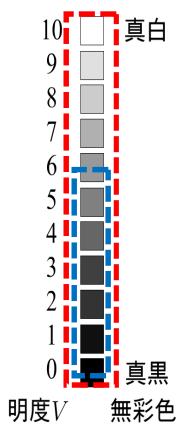
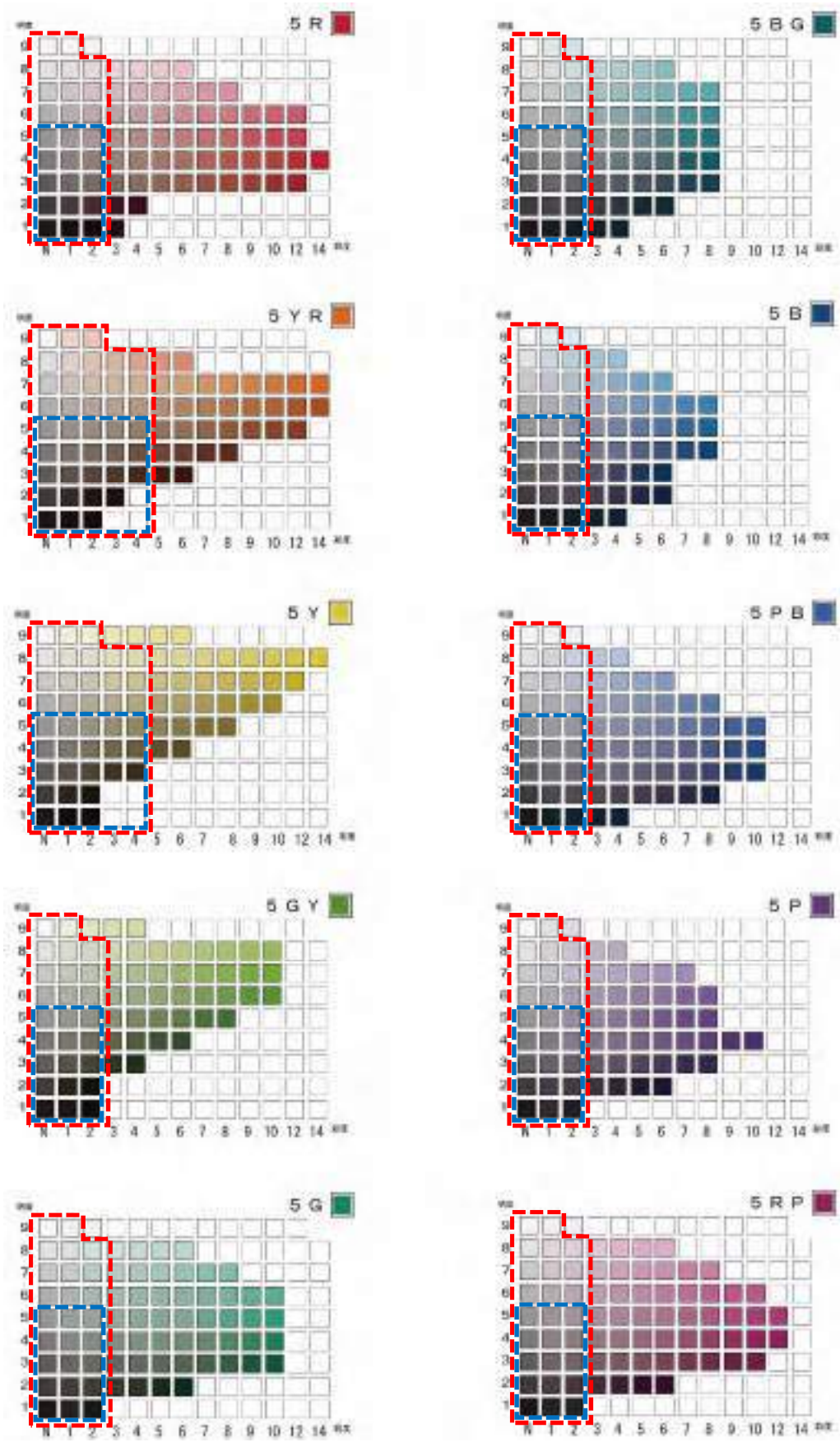
項目	景観形成基準
緑化など	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、出来る限り残すように努める。</li> <li>• 敷地内空地の緑化に努める。その際、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木との調和を得られる樹種とする。</li> <li>• 屋上緑化、ベランダ緑化、外壁面のツル性植物などによる垂直緑化により、緑視率を高める。</li> <li>• エントランス、敷地コーナーなど人通りの多い場所には、植栽などによりうるおいを与える演出に努める。</li> <li>• 敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽により、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。</li> <li>• フェンス、柵などが機能上必要な場合は、周辺景観に調和したデザインとし、可能な限り前面の緑化修景に努める。</li> <li>• 視点場を結ぶ動線上や神田川沿いの歩行空間を中心に、季節感のある花を用いたまち並みを彩る修景植栽など、水と緑が調和したうるおいのある景観形成に努める。</li> </ul>

<参考：色彩基準>

■使用できる明度・彩度の範囲・例示

色彩許容範囲

外壁基準色  
屋根基準色



## 2-4 朝霧高原地区

### ①届出対象行為

建築物の新築など	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
工作物の新築など	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの。 ・高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）、記念塔、記念像、遊戯施設（観光用昇降機、コースター、観覧車など）、石油タンク、ガスタンク、サイロ、屋外に設置されたクレーン等の生産設備、太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類する物件。

### ②景観形成基準

- ・自然公園特別地域内（道路中心から 100m の範囲）は、自然公園法により定められた基準に従うものとする。
- ・市域全域の行為の制限の対象となる規模の行為については、市内全域の基準にも従うものとする。

		景観形成基準
建築物	配置	・主要な眺望点や道路から見たとき、草原景観を遮る位置への配置を避けること。
	高さ	・主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系の稜線を遮らない建築高とする。 ・建築物の高さは 13m 以下とする。ただし、景観上支障のない場合はこの限りではない。
	色彩	・外壁、屋根の色彩は、市域全域の景観形成基準によるものとする。ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材、ガラス等の材料によって仕上げられる部分についてはこの限りではない。
工作物	配置	・主要な眺望点や道路から見たとき、草原景観を遮る位置への配置を避けること。 ・主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 ・太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。
	形態	・周辺景観に馴染む形態とする。
	色彩	・色彩は、建築物の外壁基準色の範囲において、富士山や朝霧、天子山系の山々の景観と融和する色を基調とする。 ・富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、電波塔などの色彩については、ダークブラウンとする。
木竹	植林	・主要道路から草原を望める位置での植林は避けること。 ・植林の樹種は、朝霧高原地域の植生に配慮すること。

**参考** 推薦するデザイン等

地域の景観をより良いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦デザインを考慮してください。

		推薦するデザイン
建築物・工作物	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要道路から極力後退させるものとする。</li> <li>・富士山眺望を望める位置に配置する場合には、後背の樹林よりも低い高さを基本とする。後背に樹林の無い場合には、必要最低限の高さとする。</li> </ul>
	外部意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根形状は、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、勾配は10分の2以上とする。ただし、水平投影面積10㎡以下の小規模な車庫、倉庫等を除く。色彩は原則として灰黒系色（明度4.9以下、彩度0.5）又は焦げ茶色（市域全域の屋根基準色のうち色相R、YR、Y）とする。</li> <li>・壁面は努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとし、色彩は、茶系色（市域全域の外壁基準色のうち色相がR、YR、Y）、灰色（明度7.9～5、彩度0.5）とする。</li> <li>・複数の建物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。</li> </ul>
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外柵は原則として生垣、築地等とし、ネットフェンス等による場合は、できる限りフェンスの道路側に植栽を行う。</li> <li>・門柱、標識、照明灯、牧柵等は、周囲の雰囲気荒らさないような、落ちついたデザイン、材質、色彩とする。</li> </ul>
	修景緑化方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化による修景を行う場合には、草原景観と調和する樹種、高さの樹木を選定する。</li> </ul>

## 第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号、第19条第1項、第28条第1項 関連)

本市の良好な景観の形成に重要な建造物及び樹木を、景観重要建造物、景観重要樹木として指定する際の方針を定めます。

指定されると、建造物や樹木の現状変更に関して許可が必要になります。

### 1 景観重要建造物

以下に示す建造物は、所有者の意見を聴取した上で景観重要建造物として指定していきます。

建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)の外観が景観上の特徴を有し、かつ、道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるもので、以下の各項に該当するもの。

- ・地域の自然や歴史、文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域の特性を表現している建造物
- ・優れたデザインを有し、地域のシンボルとなっており、良好な景観を形成している建造物
- ・ランドマークになっていることやアイストップに位置するなど、地域の景観形成において重要な要素となっている建造物

【指定番号第1号】富士高砂酒造 (平成27年3月26日指定)



富士高砂酒造 (店舗兼事務所)



富士高砂酒造 (蔵)

【指定番号第2号】牧野酒造 (令和2年1月10日指定)



牧野酒造 (全景)



牧野酒造 (土蔵)

【指定番号第3号】井之頭区民館（令和5年6月20日指定）



井之頭区民館（全景）



井之頭区民館（正面）

【指定番号第4号】井出家高麗門及び長屋（令和5年6月20日指定）



井出家高麗門及び長屋（全景）



井出家長屋

【指定番号第5号】富士山環境交流プラザ（令和5年6月20日指定）



富士山環境交流プラザ（前面）



富士山環境交流プラザ（側面）

## 2 景観重要樹木

以下に示す樹木は、所有者の意見を聴取した上で景観重要樹木として指定していきます。

- ・ 樹姿(樹高や樹形)が景観上の特徴を有し、かつ、道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるもので、以下の各項に該当するもの。
- ・ 樹高があり樹幹が太いなど樹姿が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- ・ 地域の自然、歴史、文化などから見て、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴（地域らしさ）を、当該樹木の樹姿が有していると認められるもの
- ・ ランドマークになっていることやアイストップに位置するなど、地域の景観形成において重要な要素となっている樹木

## 第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

(景観法第8条第2項第4号のイ 関連)

屋外広告物の表示、掲出に関しては、以下の地区において、屋外広告物法第28条に基づく市の屋外広告物条例などにより、必要な制限を行い、規制、誘導を図ります。

### 屋外広告物誘導地区

対象地区	制限の方針
一般国道139号沿道 (外神～小泉若宮) 県道清水富士宮線 県道上稲子長貫線	本市の主要な観光ルートとして、周辺環境に調和し、統一性のある広告物に誘導する。
一般国道469号沿道 登山道沿道	富士山及び周囲の自然環境に配慮した配置、面積、数量、形態、意匠などに誘導する。
富士山本宮浅間大社 周辺地区	周辺の緑や水の景観、歴史ある神社等の景観を妨げないように配置、面積、数量、形態、意匠などを誘導する。

※登山道：県道富士宮富士公園線、富士公園太郎坊線

### 重点地区等

対象地区	制限の方針
中央・駅前地区	まち並みとの統一感、建築物との一体感のある門前町にふさわしいデザインとして、最小限の位置に効果的に配置する。
神田地区	まち並みとの統一感、建築物との一体感のある近代門前町にふさわしいデザインとして、最小限の位置に効果的に配置する。
浅間大社周辺地区	屋上広告やネオンサインを設置せず、まち並みとの統一感、建築物との一体感のある浅間大社の神聖な雰囲気と調和した落ち着いた色彩を誘導する。
朝霧高原地区	できるだけ集約して、運転者、歩行者などに圧迫感を与えない配置、面積、数量に誘導する。既存の看板で、老朽化、案内主体喪失などの状況で、すでに機能低下あるいは機能停止しているものを撤去する。
白糸の滝周辺地区	遠方に望む富士山、地区特有の水流や滝、緑あふれる景観を妨げないように配置、面積、数量、形態、意匠などを誘導する。

### 眺望地点

対象地区	制限の方針
眺望地点からの主な眺望の範囲	眺望地点から見られる富士山、天子山地への眺望景観を阻害しない配置、面積、数量、高さなどに誘導する。形態意匠や色彩は、眺望景観や周辺の景観と調和したものとなるよう誘導する。

## 第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号の口 関連)

良好な景観形成を推進するためには、行政が先導的な役割を果たすことが必要です。道路や公園等の公共施設は、地域の景観形成の骨格や拠点を形成することが多く、地域の景観まちづくりを先導する役割を担っています。そのため、本市の景観形成の骨格を形成する施設、景観上重要と考えられる地域に関連する次に掲げる景観重要公共施設については、以下に示す施設整備方針に従い、地域の景観形成にふさわしい整備に取り組んでいくものとします。

### 《景観重要道路》

防護柵の色彩については、周辺環境等に応じて p.114 に記載のとおり検討を行うものとする。

項目	内容	管理主体
一般国道139号 (北山IC～根原(山梨県との行政界))	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>富士山、天子山地、朝霧高原の牧草地などの雄大な自然を望むことのできる本市の南北軸となる道路。</li> <li>観光ルートとして多くの利用があり、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などを背景として、更に多くの利用が期待されている。</li> <li>周辺景観と調和し、眺望に配慮した休憩スペースや防護柵等が整備されつつあり、イメージが向上している。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>①眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。</li> </ul> <p>②道路景観の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美しい景観を維持するために行われる、地域住民や自治体等各種団体の活動との協働に努める。</li> </ul>	国
一般国道469号 (山梨県との行政界～北山IC)  ※県道清水富士宮線、県道上稲子長貫線との重複区間含む。	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的に価値がある北山本門寺や大石寺を結ぶ道路で、農業者や住民との協働による棚田や水路などを望むことができる。また、稲子川などの河川景観も望むことができる。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>① 北山本門寺や大石寺の境内地の建物や樹木の景観の保全、及び、棚田、水路や河川の景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。</li> </ul> <p>② 道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。</li> </ul>	静岡県

項目	内容	管理主体
一般国道 469 号 (北山 I C ~ 粟倉 (富士市との行政界))	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地や水田、集落などの農村景観や、富士裾野の森林を望むことのできる道路。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>①景観に配慮した法面等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法面が生じる場合は、周辺の景観と調和した構造、形態として、できる限り緑化を行う。</li> </ul> <p>②眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。</li> </ul> <p>③道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。</li> </ul>	静岡県
登山道 (県道富士宮富士公園線、県道富士公園太郎坊線) (富士山本宮浅間大社前交差点 ~ 富士山富士宮口五合目)	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山本宮浅間大社から富士宮口五合目に向かう道路。富士登山の歴史を背景とした本市の軸となっている。</li> <li>・富士山に向かう登山道として多くの利用がある。</li> <li>・正面に富士山を望み、沿道緑化により緑の印象的な景観となっている。また、標高1,000m付近から広葉樹が林立し始める区間では、緑深い富士山麓の樹林帯を感じることができる。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>① 眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。</li> </ul> <p>② 道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。</li> </ul>	静岡県

項目	内容	管理主体
<p>県道富士富士宮線(一般国道139号交差点～上井出交差点)                      県道富士白糸滝公園線(上井出IC～上井出交差点)                      県道清水富士宮線(一般国道139号猪之頭入口交差点～上井出交差点)                      県道富士宮鳴沢線(県道清水富士宮線交差点～根原)</p>	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山、天子山地、牧草地、集落などの景観がある南北方向の観光ルートとなっている。</li> <li>・観光ルートとして多くの利用があり、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などを背景として、更に多くの利用が期待されている。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>①眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵等の整備については、富士山、天子山地の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。</li> </ul> <p>②道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。</li> </ul>	<p>静岡県</p>
<p>県道清水富士宮線(静岡市との行政界～上井出交差点)                      ※一般国道469号との重複区間含む。</p>	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的に価値がある狩宿の下馬桜や西山本門寺を結ぶ道路で、農業者や住民との協働による棚田や水路などを望むことができる。また、釜口峡、稲瀬川などの河川景観も望むことができる。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>① 狩宿の下馬桜の樹木の景観の保全、西山本門寺の境内地の建物や樹木の景観の保全及び棚田、水路や河川の景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵等の整備については、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。</li> </ul> <p>② 道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。</li> </ul>	<p>静岡県</p>
<p>県道上稲子長貫線(新内房橋～上稲子)                      ※一般国道469号との重複区間含む。</p>	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的に価値がある平維盛の墓や観光施設のユートリオがある道路で、稲子川、富士川などの河川景観を望むことができる。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>① 河川景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵等の整備については、河川景観の眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。</li> </ul> <p>② 道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。</li> </ul>	<p>静岡県</p>

<p>一級市道 田貫湖線 一級市道横手沢 田貫湖線 一般市道佐折2 号線</p>	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道富士富士宮線から田貫湖へ向かう道路。田貫湖への主要な観光ルートになっている。</li> <li>・ 緑豊かな自然の中を通過しながら、清流を眺めることができる。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>①眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の維持・改良等には、眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とする。</li> </ul> <p>②道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。</li> </ul>	<p>富士宮市</p>
<p>一般市道上井出 34号線</p>	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道富士富士宮線から白糸の滝へ向かう道路。道路沿道には、店舗が立ち並んでいる。</li> <li>・ 観光客の多くの利用があり、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などを背景として、更に多くの利用が期待されている。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>①眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の維持・改良等には、周辺環境に調和する意匠、材質、色彩とする。</li> </ul> <p>②道路景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民との協働などにより、道路の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観の維持に努める。</li> </ul>	<p>富士宮市</p>

■ 防護柵の色彩について

	塗装面積小 ガードパイプ、ガードケーブル等	塗装面積大 ガードレール
山間地－森林（針葉樹）	ダークグレー、ダークブラウン	ダークグレー、ダークブラウン
山間地－森林（広葉樹）		グレーベージュ
田園地	ダークグレー	
市街地・郊外部	ダークブラウン (グレーベージュ)	
自然地－湖・河川・海岸等	ダークブラウン (グレーベージュ)	

- ※周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域等においては、オフグレーも候補色に加えて検討する。
- ※括弧内の色彩は、設置箇所の特性から推奨色以外の選択が望ましいと判断される場合に用いることができる。
- ※前後区間の防護柵の色彩も考慮し統一感のある景観形成に努める。
- ※各色彩のマンセル値は、ダークグレー（濃灰色、10YR3/0.2）、ダークブラウン（こげ茶色、10YR2/1）、オフグレー（薄灰色 5Y7/0.5）、グレーベージュ（薄灰茶色、10YR6/1）とする。

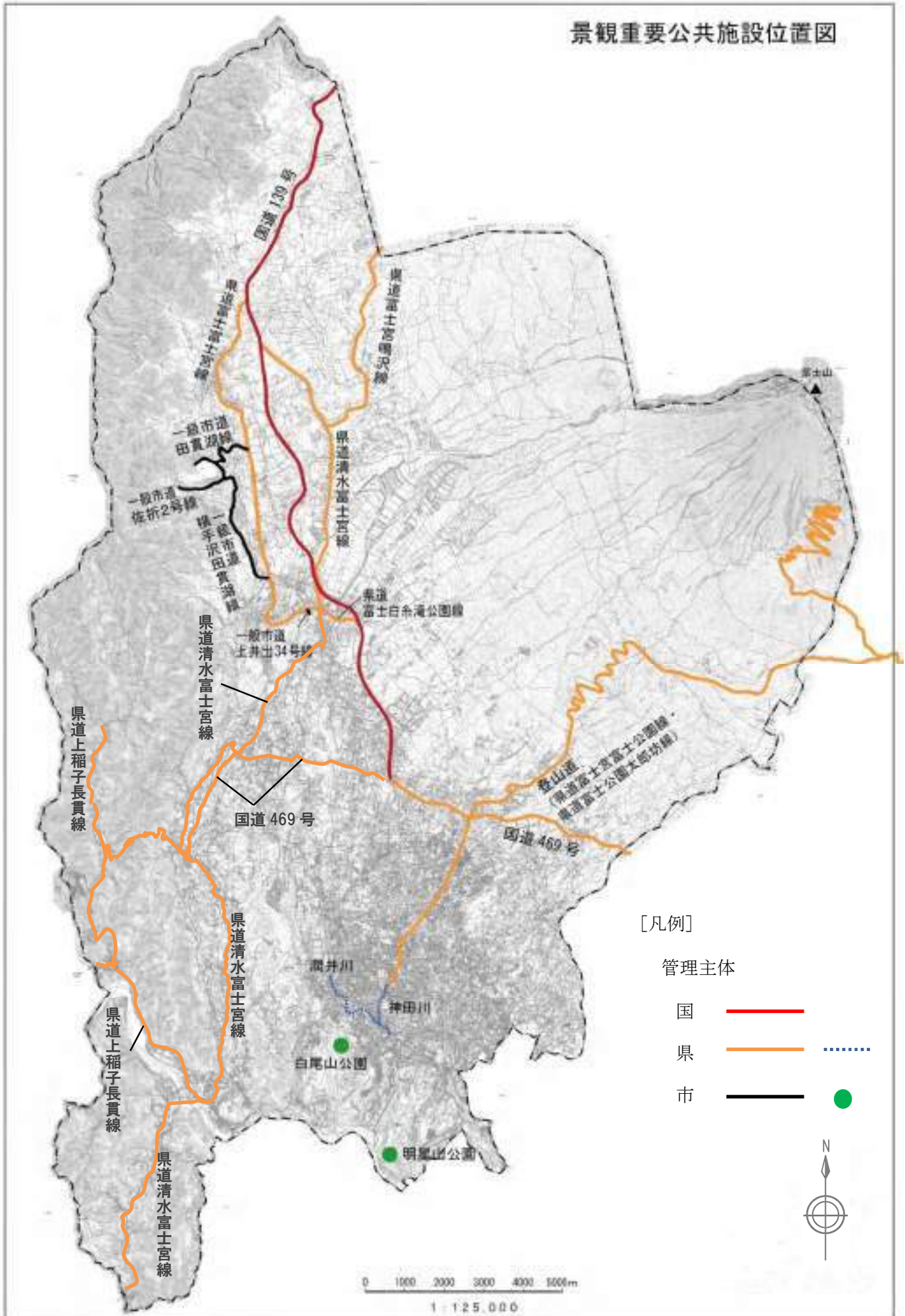
《景観重要河川》

項目	内容	管理主体
<p>一級河川 神田川</p>	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山本宮浅間大社の湧玉池を水源とする神田川は、川沿いに神田川ふれあい広場や富士山せせらぎ広場が整備された河川。</li> <li>・清く豊かな流れを多くの市民や観光客がふれあい、楽しんでいる。</li> <li>・年に数回、市民による清掃活動が行われている。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>①水に親しむことのできる場所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川の水を眺め、親しむことのできる場所を整備する。</li> <li>・河川整備においては、自然石護岸を基本とし、周辺環境や富士山本宮浅間大社の歴史的な形態に調和するデザインとする。</li> </ul> <p>②河川景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との協働などにより、河川の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観を維持する。</li> </ul>	<p>静岡県</p>
<p>一級河川 潤井川 (富丘桜橋～ くすの木橋)</p>	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川、清水川、方辺川などの水を集めて流れる河川。</li> <li>・河川沿いには、遊歩道や公園が整備されていて、豊かな緑や川の流が見られ多くの市民が利用しています。また、春には桜並木と一体となった富士山が見られる。</li> <li>・年に数回、市民による清掃活動が行われている。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>①水に親しむことのできる場所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川等の整備においては、周辺環境に配慮し、市民の憩いの場や交流の場として親しまれるデザインとする。</li> <li>・良好な河川の景観を保全するために、適切な維持管理に努める。</li> </ul> <p>②河川景観の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との協働などにより、河川の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観を維持する。</li> </ul>	<p>静岡県</p>

## 《景観重要公園》

項目	内容	管理主体
白尾山公園 明星山公園	<p>《施設の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山を背景として、眼下に富士宮の街を一望できる眺望場所となっている。</li> <li>・遊具や眺望施設、散策路などが整備されており、多くの市民の憩いの場所となっている。</li> </ul> <p>《施設整備の方針》</p> <p>①眺望や緑と調和する景観の保全・創出</p> <p>公園施設等の維持、改良等に際しては、眺望や周囲の緑、環境に調和する意匠、材質とし、色彩はダークブラウン〔こげ茶〕（10YR2/1程度）とする。</p> <p>②眺望・施設景観の適切な維持管理</p> <p>地域住民との協働により、眺望を確保するための樹木等の管理、公園内の除草や美化清掃など、適切な管理を推進し、美しい景観を維持する。</p>	富士宮市

景観重要公共施設位置図



## 第9章 景観形成の重点方策

重点方策とは、富士宮市景観計画の方針を実現するための具体的な方策として、市民や企業との協働や関係機関との連携を図りながら、富士山を擁する本市の市民に親しまれる景観づくりのために重点的に取り組んでいくプロジェクトを取りまとめたものです。

### 重点方策のプロジェクトリスト

No.	名称	概要
1	白糸ノ滝・周辺地区整備プロジェクト	<p>白糸ノ滝は天下の名瀑であり、周辺の自然や歴史的な資源と共に観光の代表的なポイントとなっている。その価値を次世代に継承するため、適切な保存管理の整備が進められており、今後も名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」として望ましい風致景観の形成及び維持を図る。</p> <p>また、周辺拠点の歴史文化資源の活用と回遊性の向上を促進し、調和の取れた美しく心地よい景観の形成を図る。</p> <p>「白糸の滝周辺地区景観ルール導入プロジェクト」を継承し、白糸ノ滝周辺の特性を踏まえた景観方針により整備を進めることを目的とする。</p>
2	中心市街地整備プロジェクト	<p>富士宮駅前から富士山本宮浅間大社にかけて、景観とユニバーサルデザインに配慮した整備を進めている。世界遺産富士山にふさわしい美しく品格のあるまち並み景観の形成を図る。</p> <p>「親水空間整備プロジェクト」と「中心市街地まち並み創造プロジェクト」を統合し、湧水を利用した回遊空間の創出を含めた中心市街地整備を目的とする。</p>
3	朝霧地区景観形成ワークショップ会議プロジェクト	<p>朝霧地区は自然と酪農等の豊かな景観が広がる地域である。行政や事業者、地元住民からなるワークショップ会議の構成員が協働して、良好な景観形成を通じた朝霧地区のイメージアップや、地域の活性化・観光振興などに寄与するさまざまな検討や活動を進める。</p>
4	フジイチプロジェクト (ぐるり・富士山風景街道)	<p>静岡・山梨両県共通の地域資源である富士山の周囲を巡るルートにおいて、サイクリングを活用した地域の魅力づくりを通して、優れた景観の創出や啓発を進める。</p>
5	富士山眺望点整備プロジェクト	<p>富士山を眺めることのできる優れた眺望場所を眺望点として指定し、眺望を確保するために必要な景観の誘導（工作物の高さや色彩等）を行う。また、眺望場所の修景整備及び啓発などを進める。</p>
6	景観学習プロジェクト	<p>市民の景観に対する意識醸成、郷土愛の育成を目的に、景観に関する学習プログラムの制作など、啓発方法を検討、実施する。</p> <p>「屋外広告・サイン向上プロジェクト」により導入した景観ルールの広報を含め、景観づくりの啓発を図る。</p>

## 景観重点方策 1

項目	内容
名称	<p>白糸ノ滝・周辺地区整備プロジェクト</p> <p>～名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」の本質的価値の継承～</p>
主旨	<p>白糸ノ滝は、1936年に国の名勝及び天然記念物として指定され、景勝地として、多くの観光客が訪れる場である。1988年には第1次保存管理計画、2010年には第2次保存管理計画を策定し、適切な保存管理及び周辺の景観を含めた整備・活用を行ってきた。2012年には名勝「白糸ノ滝」整備基本計画を策定（2023年に改定）し、白糸ノ滝が持つ本質的価値を次世代に継承していくための整備・活用を進めている。</p> <p>また、周辺拠点の歴史文化資源の活用と回遊性の向上を促進し、調和の取れた美しく心地よい景観の形成を図る。</p>
基本的考え方	<p>(1) 白糸ノ滝の本質的価値を回復させ、魅力的な景観づくりと活用を進める。</p> <p>－国指定の名勝及び天然記念物に指定された際（昭和11年）と比して潜在した価値の顕在化や回復、望ましい風致景観への改善等、適切な保存管理を行う。</p> <p>(2) 白糸ノ滝の特性を踏まえた景観を誘導する。</p> <p>－水と緑の自然豊かな景観や天然記念物としての地形・地質の適切な維持管理に配慮する。</p> <p>(3) 周辺拠点との調和を図る。</p> <p>－白糸自然公園や狩宿の下馬桜等との回遊性向上を図る。</p>
方策(例示)	<p>① 名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」保存管理計画に基づき適切に保存管理する。</p> <p>② 名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画による整備を推進する。</p> <p>③ 富士山・白糸ノ滝テラス景観協定（令和5年4月1日締結）の運用による景観の維持保全を図る。</p> <p>④ 歴史文化資源の魅力と価値を市民に伝えるためのソフト事業を推進する。</p> <p>⑤ 景観計画重点地区の指定を検討する</p> <p>⑥ 名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」保存活用計画を策定し、白糸自然公園や狩宿の下馬桜等の周辺拠点との回遊ルートを整備し、歴史的文化的資源の活用と回遊性の向上を促進すると共に、白糸ノ滝周辺に滞在できる空間の整備を進める</p>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野の専門家の意見を取り入れた上で、「名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画」を策定し、地域の理解と協力を得ながら、滝つぼ周辺・公園・売店・展望場・案内サイン等の整備を行いました。</li> <li>・自動販売機の色変更や、公園等の積極的なゴミ拾い活動等を進めています。</li> <li>・ガイダンス施設や公園からの良好な富士山眺望の確保のために、周辺道路における無電柱化事業を実施しました。</li> <li>・主な眺望場所からの富士山眺望を確保するため、景観伐採を実施しています。</li> </ul>

▶ 滝つぼ周辺の人工物撤去・滝見橋整備



整備前



整備後

▶ 無電柱化



整備前



整備後

▶ 公園整備



▶ 展望場整備（白糸の滝と富士山眺望の確保）



▶ 富士山・白糸ノ滝テラス（売店集約化）



▶ 展望場整備（音止の滝と富士山眺望の確保）



景観重点方策2

項目	内容
名称	<p>中心市街地整備プロジェクト</p> <p style="text-align: right;">～水や歴史を生かしたまち並みづくり～</p>
主旨	<p>富士山本宮浅間大社周辺を中心とした中心市街地エリアでは、富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想に基づき、世界遺産富士山にふさわしいまちづくりを進めている。富士山信仰の地として歴史・文化を生かしたにぎわいとおもてなしのまちづくりを推進する。</p>
基本的考え方	<p>(1) 地域の特性を生かしたまち並み景観を誘導する。</p> <p>－重点地区に指定されている中央・駅前地区、神田地区、浅間大社周辺地区の景観形成を一層推進する。</p> <p>(2) 住民にとっても観光客にとっても魅力的な景観づくりを目指す。</p> <p>－「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」による整備を推進する。</p> <p>(3) 富士山の眺望、水や緑の環境を生かす。</p> <p>－まちなかからの富士山眺望や、まち並みの構成要素である湧水、花や緑の見えるまち並みを形成する。</p>
方策(例示)	<p>① 景観形成推進事業補助金による、重点地区内景観形成の推進</p> <p>② 公共サインガイドラインに基づく公共サイン整備及び公共サインガイドラインの見直しの検討</p> <p>③ 浅間大社周辺を世界遺産にふさわしいまち並みとするための整備推進</p> <p>④ 富士宮駅前広場等施設整備事業による、まちの玄関口である富士宮駅前広場を始めとした富士宮駅周辺のリニューアル整備</p> <p>⑤ 電線・電柱の移設、地中化の検討</p> <p>⑥ 花を活用した緑化事業の推進</p>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中央・駅前地区」「神田地区」「浅間大社周辺地区」を重点地区に指定し、景観形成基準による景観形成を図っています。</li> <li>・湧玉池周辺の電柱電線の撤去を行ったほか、県道の無電柱化事業が進められています。</li> <li>・商店街連盟などと協働し、フラワーポットへの植栽やフラワーバスケットなどにより商店街の緑化事業を推進しています。</li> <li>・「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」を策定し、世界遺産富士山にふさわしいまちづくりのため、各種事業を推進しています。</li> </ul>

▶一級河川神田川環境整備事業（富士宮市富士山世界遺産のまちづくり整備基本構想に基づく事業）



▶公共サインガイドラインにもとづく公共サイン



▶商店街の緑化事業



▶湧玉池周辺の電柱電線の撤去



整備前



整備後

景観重点方策3

項目	内容
名称	<p><b>朝霧地区景観形成ワークショップ会議プロジェクト</b></p> <p>～官民連携による地域特性を生かした景観づくり～</p>
主旨	<p>朝霧地区は自然と酪農等の豊かな景観が広がる地域である。平成 17 年度より、地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画のもとに、景観形成のための地区会議（朝霧地区景観形成ワークショップ会議）を開催し、朝霧地区の景観形成方策を検討、実施してきた。</p> <p>今後も当該会議の開催により、良好な景観形成を通じた朝霧地区のイメージアップや、地域の活性化・観光振興などに寄与するさまざまな検討や活動を進める。</p>
基本的考え方	<p>(1) 重点地区の朝霧高原地区ならではの景観形成を誘導する。</p> <p>－豊かな自然と酪農からなる、広がりのある景観を維持・保全する。</p> <p>(2) 様々な主体による協働を推進する。</p> <p>－地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画と協働して活動することで地域の課題解決や活性化につなげる。</p> <p>－勉強会を継続的に実施し、景観に対する理解促進を図り、一人一人が景観形成のために出来ることを積極的に取り組める環境を整える。</p>
方策(例示)	<p>① 朝霧地区景観形成ワークショップ会議の開催（富士山眺望確保のための景観伐採等の景観形成活動の検討）</p> <p>② ぐるり富士山風景街道や富士山朝霧高原景観管理協議会との連携（ぐるり富士山風景街道一斉清掃への参加など）</p> <p>③ フジイチやキャンスポ@あさぎりなど、地域活性企画への協力</p> <p>④ 景観と農業振興の調和を図るため、景観農業振興地域整備計画の策定の検討</p>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画のもとに、景観形成のための地区会議（朝霧地区景観形成ワークショップ会議）を開催しています。</li> <li>・景観を楽しむための安全なウォーキングロードやサイクリングロードなどの検討のための社会実験、地域の歴史や文化を学ぶ学習機会の提供、老朽化等により美観を損ねている不要看板の撤去、根原地区への集合化看板の設置と周辺環境整備(ガードレール等のダークブラウン化)、朝霧さわやかパーキングの景観整備(ガードレールや自動販売機のダークブラウン化、フラワーポットやベンチの設置等)、朝霧地区ごみゼロ活動等、様々な取組を実施しています。</li> </ul>

▶ぐるり・富士山風景街道一周清掃



▶不用看板の撤去



▶「朝霧地区ごみゼロ活動宣言」啓発活動



▶車両防護柵の修景整備



▶屋外広告物（案内広サイン）の集約化



▶富士山眺望が阻害されている状況



▶ススキ草原の景観



▶牧草地の景観



## 景観重点方策 4

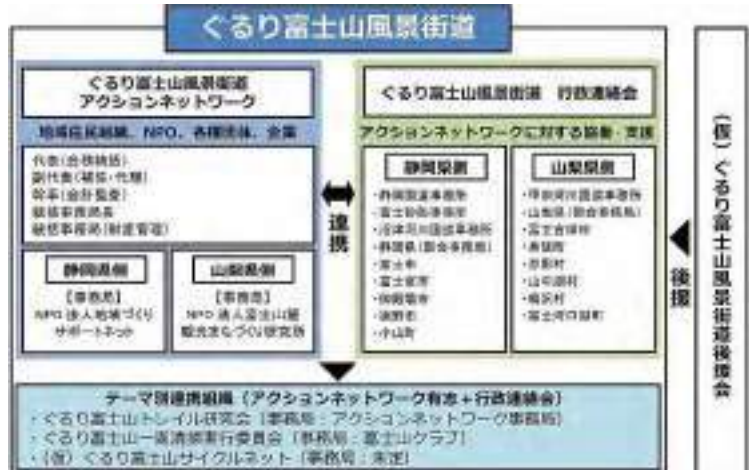
項目	内容
名称	フジイチプロジェクト（ぐるり・富士山風景街道） ～魅力的な景観を生かしたサイクリングによるまちづくり～
主旨	静岡・山梨両県共通の地域資源である富士山の周辺地域において活動が続けてきた「ぐるり・富士山風景街道」の取組において、令和6年3月に、富士山一周サイクリングルート（フジイチ）が決定された。静岡県・山梨県両県でフジイチの環境整備を進める取組が実施されており、国の「ナショナルサイクリングルート」の指定に向けて、風景街道として地域の機運を高める活動や魅力的な風景の情報発信、維持管理等の活動を行う。
基本的考え方	(1) ナショナルサイクリングルート指定に向けた取り組みの推進 －走行環境整備の推進 －サイクリスト受け入れ環境整備の推進 －情報発信の推進  (2) フジイチを利用した地域振興の推進 －朝霧高原等の地域の魅力の発信 －フジイチと連携した自転車活用推進事業の推進
方策(例示)	① ナショナルサイクリングルート指定要件の整備の推進及び指定後の施設の良好な管理 ② ホームページ・関連マップの作成、道の駅等の情報発信の充実 ③ 眺望ポイントの設定、共通サインやロゴ等によるプロモーションの推進
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に登録した「ぐるり・富士山風景街道」を舞台に、静岡・山梨両県の関係機関や団体が連携し、風景価値の向上を目指したトレイルルートの設定や、清掃・除草等の環境美化活動などを進めています。</li> <li>フジイチのナショナルサイクリングルート指定に向け、官民協働組織「ぐるり富士山サイクルツーリズム推進協議会」を令和5年度に発足し、サイクリング環境整備を進めています。</li> <li>富士宮エリアでは、平成17年度から、地元団体、地元事業所、関連団体、NPO、国、県、市等行政の参画のもとに「朝霧地区景観形成ワークショップ会議」を開催しています（詳細は、重点方策3）。</li> </ul>

▶ぐるり・富士山風景街道の対象区域・活動体制

対象区域



活動体制



▶「フジイチ」ルート



▶「フジイチ」ロゴマーク



景観重点方策5

項目	内容
名称	<p><b>富士山眺望点整備プロジェクト</b>                      ～市民みんなの美しい眺望を守る～</p>
主旨	<p>市内の至るところから富士山を眺望できる本市では、富士山への眺望は大切な財産である。また、駿河湾や天子山地の眺望できる場所も数多い。                      しかし、眺望の良い場所でも、森林の成長や開発等により、将来的に眺望が阻害される可能性がある。                      このため、主な眺望場所の修景と富士山への眺望の確保を行うことを目的とする。</p>
基本的考え方	<p>以下の考え方で取り組むものとする。</p> <p>(1)眺望点の指定                      ー住民の意見を取り入れながら、公共的な場所を対象とした眺望点を指定する。</p> <p>(2)眺望点における眺望確保方策の実施  <b>【高さ制限・色彩規制】</b>                      ー富士山の眺望を守るための建築物や構造物などの規制誘導方策を導入する。                      (眺望点と富士山を結ぶ地区の建築物などの高さを制限する景観計画の重点地区、眺望点周辺における広い面積をもつ構造物の色彩制限を検討)  <b>【景観に配慮した森林管理】</b>                      ー富士山の眺望を維持、創出するための樹木の剪定や伐採、良好な景観としていくための植栽を行う。  <b>【眺望点の整備】</b>                      ー眺望点では周辺環境と調和した修景、駐車スペース、ベンチ、トイレなどの整備を必要に応じて行う。  <b>【無電柱化】</b>                      ー眺望点周辺の電線や電柱の移設、地中化を検討する。</p>
方策(例示)	<p>① 眺望点の追加指定及び広報                      (アンケートやワークショップの実施、眺望写真コンテスト等)</p> <p>② 建築物・構造物の高さ制限の検討・導入</p> <p>③ 景観伐採・修景の支援の検討</p> <p>④ 眺望点の整備 (眺望に影響する公共施設等の色彩配慮、樹木の伐採及び剪定等)</p> <p>⑤ 電線・電柱の移設、地中化の検討</p>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「富士宮市富士山眺望点指定基準」を定め、眺望点としての諸要素や機能が備わったものから、順次「富士宮市富士山眺望点」への指定を進めています。</li> <li>・富士山眺望点の広報のため、指定箇所には標識を設置しています。(設置が不適切な一部を除く)</li> <li>・公園内の富士山眺望確保のため、支障木の伐採及び剪定を行っています。</li> </ul>

富士宮市富士山眺望点

(平成27年3月27日指定：17か所 平成29年3月27日：3か所追加 令和8年3月：3か所追加)

取組実績



道の駅 朝霧高原



朝霧さわやかパーキング



朝霧自然公園(朝霧アリーナ)



田貫湖



富士宮口五合目



西臼塚駐車場



富士山さくらの園



天母山自然公園



大石寺



潤井川河川敷緑地



城山公園



富士宮市役所(7階展望ロビー)



白尾山公園



明星山公園



興徳寺



羽鮒山展望台



白鳥山



白糸ノ滝



富士山本宮浅間大社



白糸自然公園



静岡県富士山世界遺産センター



狩宿の下馬ザクラ



山宮浅間神社

## 景観重点方策6

項目	内容
名称	<p><b>景観学習プロジェクト</b></p> <p>～市民による市民のための景観形成推進～</p>
主旨	<p>ひとりでも多くの人々が積極的に景観まちづくりに関わるようになってもらうため、市民の景観学習を推進する。目的は、市民の景観に対する意識醸成、郷土愛の育成であり、景観に関する学習プログラムの制作など、啓発方法を検討する。</p>
基本的考え方	<p>以下の考え方で取り組むものとする。</p> <p>(1) 地域の個性や魅力を発信し、郷土愛を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－本市ならではの魅力を理解することで、郷土愛を育成するためのプログラムを検討し、提供する。</li> <li>－本市の景観に関わる情報を積極的に発信する。</li> <li>－若年層に向けた発信を強化し、地域への愛着を醸成する。</li> </ul> <p>(2) 誰もが気軽に参加できるプログラムを展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ひとりでも多くの市民に参加いただくため、気軽に参加しやすいプログラムを検討し、提供する。</li> </ul>
方策(例示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 富士山まちづくり出前講座</li> <li>② 富士宮市景観賞の継続実施</li> <li>③ その他景観学習プログラムの製作</li> </ul>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「富士山まちづくり出前講座」として、市民が「知りたい」「聞きたい」内容を、市職員が講師となり、出前講座を実施しています。様々なプログラムがあり、景観まちづくりや世界遺産のまちづくりに関する講座等も提供しています。</li> <li>・平成20年度から隔年で「富士宮市景観賞」を開催しています。優れた景観形成に貢献しているまちなみ、建築物、広場、水辺、森林、農地などや、活動団体などを募集、表彰し、その内容を広く公開することで、景観に対する市民の皆さんの意識を高め、美しいまちづくりを推進することを目的としています。</li> </ul>

## 第10章 景観形成推進に向けて

良好な景観形成を進めていくために、景観計画、景観条例を運用し、市民、事業者、行政の協働による以下のような仕組みを構築します。

### 1 市民、事業者、行政の意識の醸成

本市において良好な景観を形成していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を認識し、協働により積極的な景観づくりに努めることが必要です。

#### 《市民、事業者、市の役割》

##### 【市民の役割】

○自らが良好な景観形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観形成に努めることとします。

○市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力して取り組むこととします。

##### 【事業者の役割】

○事業者は、その事業活動を行うに当たっては、良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう努めることとします。

○事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力して取り組むこととします。

##### 【市の役割】

○市は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を策定し、これを実施します。

○市は、公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成を先導する役割を果たすよう努めます。

○市は、良好な景観の形成に関する市民及び事業者の意識を高め、知識の普及を図るために必要な取り組みを行います。

### 2 推進体制の確立

良好な景観を形成していくために、市民が積極的にかかわっていく仕組みを整えていくとともに、行政の組織を整備します。

建設や造園などの景観形成にかかわりの大きな事業者等については、意識啓発の取り組みを継続的に行うことによって、美しい景観形成のための主体的な取り組みが行われることに期待します。

#### ①市民参加の仕組みづくり

景観形成の重点方策等の良好な景観形成推進への協力を要請し、自主的な取り組みを推進していく組織を設置、育成します。(朝霧地区景観形成ワークショップ会議など)

#### ②団体・NPO活動等との連携

市域内及び近隣市町において良好な景観形成に取り組む団体、NPO等と市民、行政との協働を進め、より多くの市民が参加することのできる取り組みとしていきます。

### ③行政の組織づくり

良好な景観形成のためには、庁内関係課（農林業、商工業、文化・教育等）が景観施策について、協議・情報交換、連絡調整を行う組織が必要となります。このため、庁内に「景観連絡調整会議」を設置し、相互に連携した取り組みを進めます。

### ④富士宮市景観審議会の設置

本市の良好な景観形成のための調査、審議機関として、富士宮市景観審議会を設置します。

審議会は景観にかかわる学識経験者や専門家などから構成されます。審議会は、必要に応じて開催され、次のような事項の調査、審議を行います。また、景観上必要な案件、判断を要する場合は、富士宮市景観審議会委員の意見を聴くものとします。

《景観審議会を開催する場合》

- ・ 景観計画の策定又は変更、景観計画重点地区の指定、富士山等景観保全地域等の指定又は変更
- ・ 行為の届出に関する勧告、命令、公表、要請に関する重要な決定事項
- ・ 景観重要建造物・樹木に関する指定、解除等

### ⑤景観整備機構（景観法第 92 条第 1 項）の指定

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づけるものです。

本市では、下記の業務を想定しながら、必要に応じて景観整備機構を指定します。景観整備機構には、より良い景観形成を進める上で重要となる設計や整備に関する情報の収集と対応などが期待されます。

《景観整備機構が行うことができる業務》（景観法第 93 条）

- ・ 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと。
- ・ 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- ・ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- ・ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- ・ 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、当該土地についての権利を取得し、その土地の管理を行うこと。
- ・ 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- ・ その他良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

⑥美しいまちづくり協議会の認定

美しいまちづくり協議会は、主に対象地域の地域住民の発意により設置され、市長へ申請し、市長の認定により設置されます。

協議会は、良好な景観形成を図るため、美しいまちづくり整備計画の策定や景観形成にかかわる活動を推進するものです。

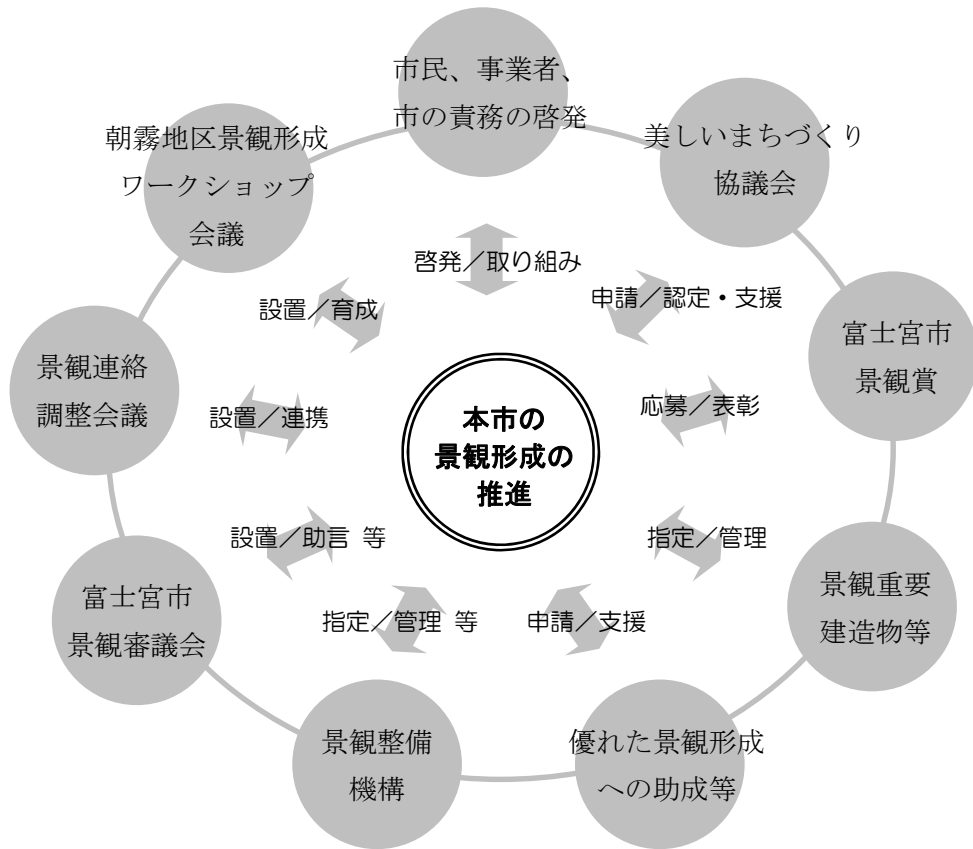
市は、協議会に対して、活動推進のために必要な情報提供や活動費の助成などの支援を行います。

⑦景観協定の活用推進

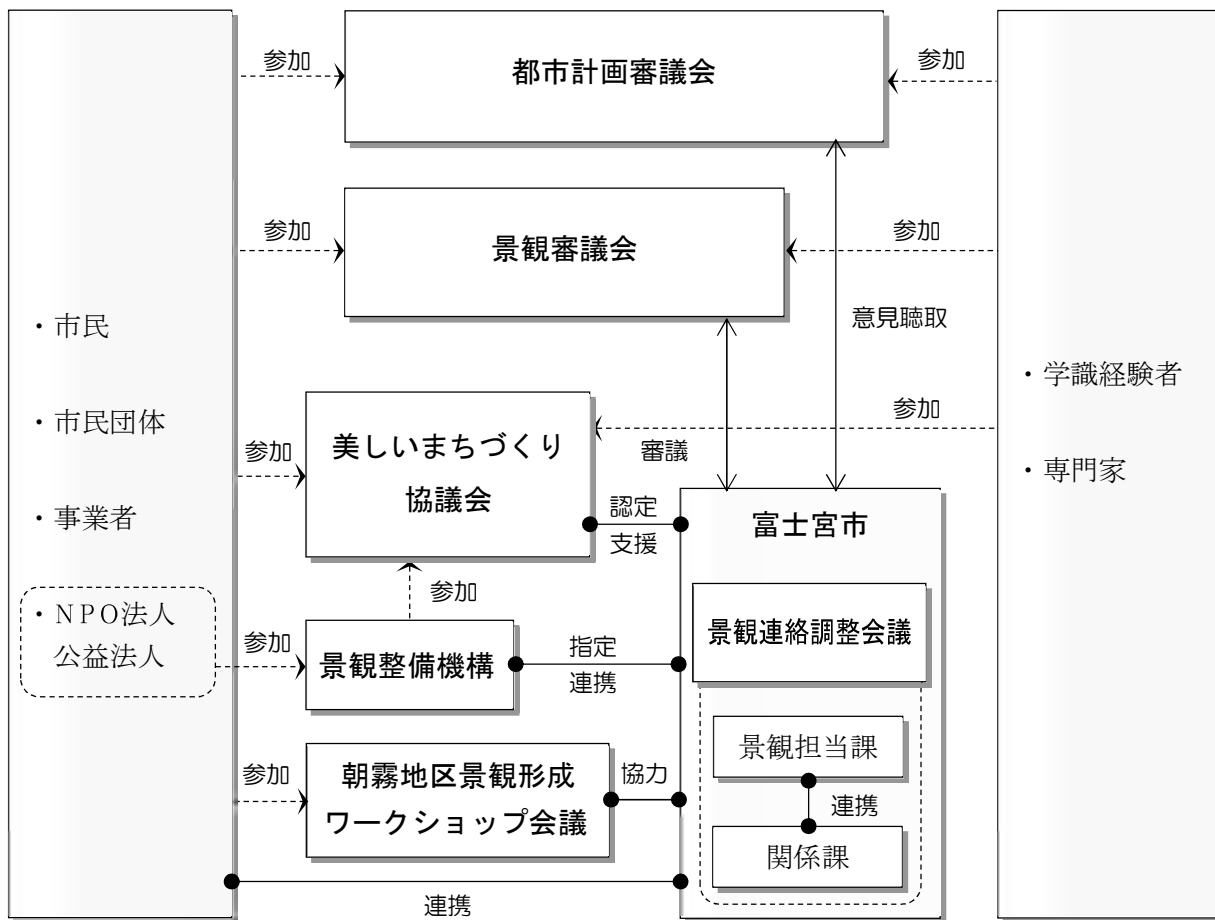
景観協定とは、景観法に基づき、地域の皆様が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる制度です。

富士宮市では、現在以下の景観協定が締結されています。今後も、地域の良好な景観を創出するため、景観協定の活用を推進します。

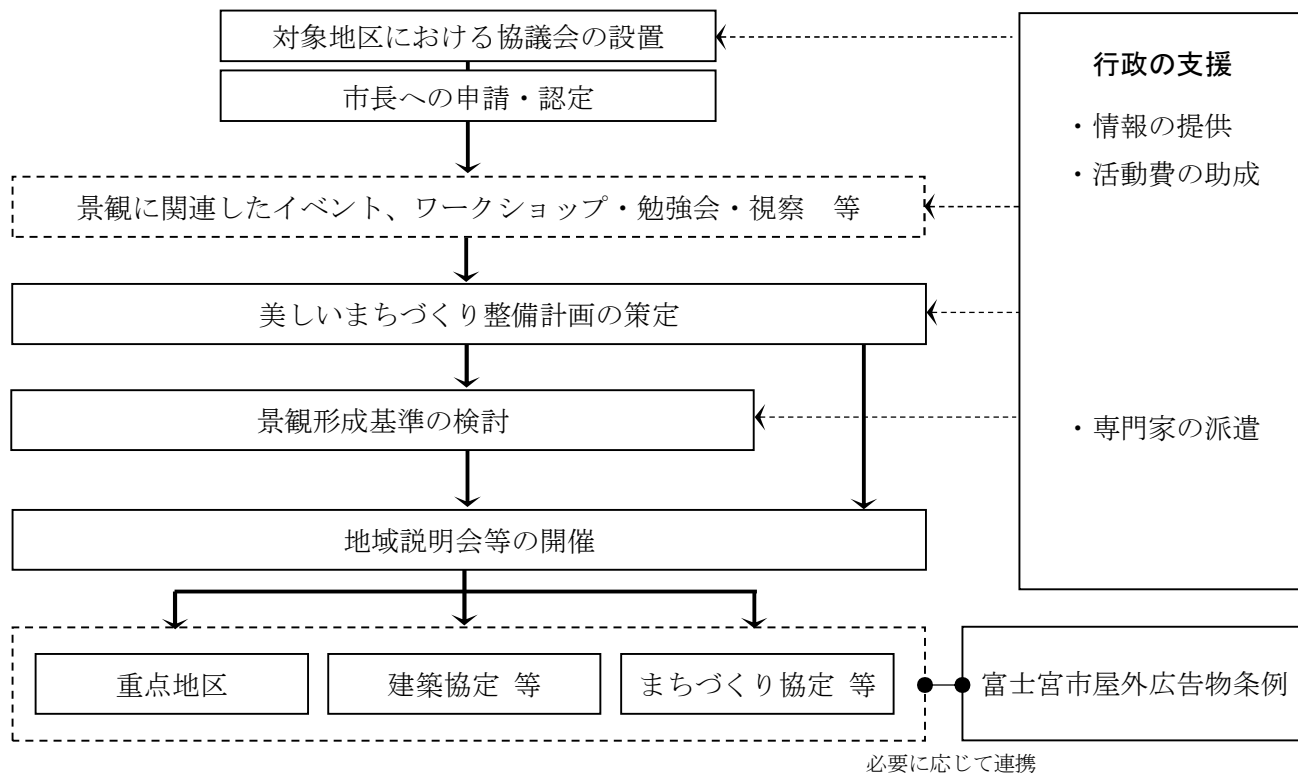
- ・ 第1号 富士山・白糸ノ滝テラス景観協定（令和5年4月1日認可）
- ・ 第2号 エンブルタウン富士宮大中里景観協定（令和6年3月19日認可）



■景観形成の推進体制のイメージ



■美しいまちづくり協議会の検討イメージ



# 富士宮市景観計画

平成 22 年 1 月策定

平成 24 年 1 月変更（芝川地域の追加）

平成 25 年 7 月変更（太陽光発電設備等の追加）

平成 28 年 4 月変更（重点地区「浅間大社周辺地区」の追加）

平成 30 年 10 月変更（景観重要公共施設の追加）

令和 8 年 4 月変更（重点地区「朝霧高原地区」の追加など）

---

発 行 富士宮市

編 集 富士宮市都市整備部都市計画課

〒418-8601

静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

TEL：0544-22-1111（代表）

E-mail：toshi@city.fujinomiya.lg.jp

---

# FUJINOYA

